

玉名市食料・農業・農村基本計画



平成 29 年 3 月

玉 名 市

はじめに

本市の農業は、菊池川の豊かな水により玉名平野の肥沃な水田地帯と自然豊かな小岱山及び金峰山系に広がる中山間地域の畑地のもとで、先人たちのたゆまない努力によって様々な困難を乗り越えながら、その立地条件を生かし、平坦地では水稻、麦を主体とした土地利用型農業やトマト、いちご等を主体とした施設園芸、丘陵地ではみかんを主体とした果樹園芸を展開し、県内有数の産地を形成してきました。

また、農業及び農村は、農業生産のみならず、食料の生産供給に加え、水源かん養、美しい景観や伝統文化の継承、国土保全への貢献など、様々な役割や機能を有して地域の活性化や市民生活に貢献しています。

しかしながら、近年、農産物の輸入自由化や食生活の多様化により、農産物の価格が低迷するなど農業を取り巻く環境は厳しい状況になっており、これらに起因して農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等、食料・農業及び農村をめぐる様々な問題が生じています。

今後の本市の農業及び農村の振興と発展を図っていくためには、競争力のある農業を確立させることはもとより、市民一人ひとりが、農業が本市の基幹産業であることを認識し、食料、農業及び農村が果たしている役割の重要性について理解を深めていく必要があります。

このようなことから、引き続き農業を本市の基幹産業として位置づけ、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、平成27年3月に「玉名市食料・農業・農村基本条例」を制定し、この条例に掲げる目的と基本理念の実現をめざし基本となる施策を計画的・具体的に推進していくため、このたび「玉名市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

今後は、農業者や行政の努力のみならず、市民の皆様をはじめ農業団体及び食品産業に関わる全ての事業者の方々などのご理解とご協力をいただきながら、玉名市食料・農業・農村基本計画に基づく施策、事業の推進を図っていきたいと考えております。

結びに、本計画を策定するにあたり、熱心にご審議いただきました「玉名市食料・農業・農村基本計画審議会」の委員の皆様をはじめ、活発なご意見と貴重な提言をいただいた「明日の玉名の農業を考える会」の皆様、アンケートにご協力いただきました多くの市民の皆様並びに関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。



平成 29 年 3 月

玉名市長 高寄 哲哉

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨と目的	1
2. 計画の位置付け	2
第2章 食料・農業・農村の現状と課題	3
1. 本市の概況	3
(1) 位置・面積	3
(2) 地象・水象	4
(3) 気象	5
(4) 人口	6
(5) 産業	8
(6) 交通	11
(7) 土地利用	12
2. 本市の食料・農業・農村の現状と課題	13
(1) 食料	13
(2) 農業	16
(3) 農村	21
第3章 目指す食料・農業・農村の姿	25
1. 基本理念	25
2. 目指す食料・農業・農村の姿	26
3. 施策体系	28
第4章 基本となる施策	29
1. 安全・安心な食の安定供給と地産地消の推進	29
(1) 地元農産物の信頼の確保	29
(2) 食育の推進	30
(3) 地産地消の推進	32
2. 多様な担い手の確保と安定した農業経営の確立	34
(1) 多様な担い手及び後継者の育成・確保	34
(2) 収益性の高い農業経営の確立	36
(3) 競争力のある産地の育成	38
3. 都市との盛んな交流と美しい自然景観の保全	41
(1) 農業・農村の多面的機能の発揮に向けた整備と啓発	41
(2) 地域・観光資源の活用と都市との交流	43

第5章 施策の推進に向けて -----	45
1. 各主体の役割 -----	45
2. 計画の推進体制 -----	46
(1) 玉名市食料・農業・農村基本計画審議会 -----	46
(2) 明日の玉名の農業を考える会 -----	46
3. 計画の進行管理 -----	46

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨と目的

「玉名市食料・農業・農村基本条例」前文より

玉名市の農業は、一級河川菊池川水系に潤わされた肥沃な水田地帯と自然豊かな小岱山及び金峰山系に広がる中山間地域の畑地のもとで、先人たちの英知とたゆまない努力によって様々な困難を乗り越えながら、その立地条件を生かし、平坦地では水稻、麦を主体とした土地利用型農業やトマト、いちごを主体とした施設園芸を、丘陵地ではみかんを主体とした果樹園芸を展開し、県内有数の産地を形成してきた。

農業及び農村は、食料を生産、供給する役割に加えて、自然環境や国土保全、水源かん養、文化の伝承等、様々な役割や機能を有しており、私たちの生活に計り知れない恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年、農産物の輸入の自由化や食生活の多様化等により、農産物の価格が低迷するなど農業は厳しい状況にあり、これらに起因して農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等、食料、農業及び農村をめぐる様々な問題が発生している。

これらの課題を乗り越え、今後の本市の農業及び農村の振興と発展を図っていくためには、競争力のある農業を確立させることはもとより、市民一人ひとりが、農業が本市の基幹産業であることを認識し、食料、農業及び農村が果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地域で生産される農産物の地域内での消費いわゆる地産地消をさらに進めていく必要がある。

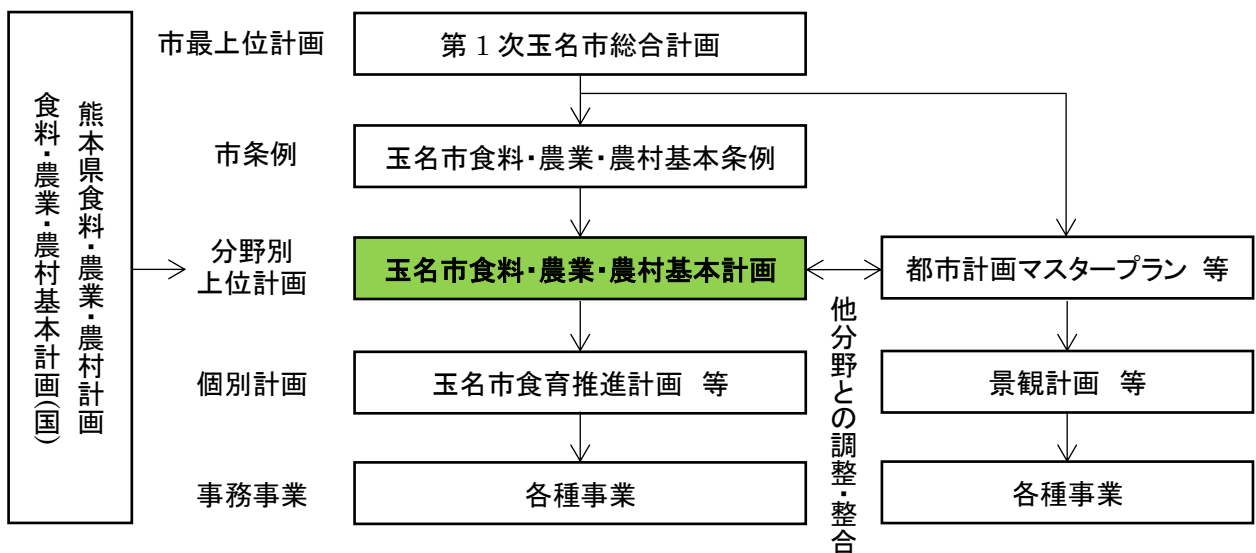
私たちはここに、食料、農業及び農村に対する理解を深め、引き続き農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、この条例を制定する。

本市では、平成27年3月に「玉名市食料・農業・農村基本条例」を制定しました。上記は、その条例の前文を示していますが、その趣旨を踏まえた上で、本計画を策定します。

本計画は、市民、農業者、農業団体、事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深めながら、農業を本市の基幹産業として育み、魅力ある農村を次の世代に引き継ぐべき方向性を明らかにすることを目的とします。

2. 計画の位置付け

本計画は、「玉名市食料・農業・農村基本条例」第9条に規定された計画で、市の最上位計画である第1次玉名市総合計画の将来像である「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」を農業面から実現するための最も基本となる計画です。



■計画の位置付け

3. 計画の期間

計画の期間は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年次とする10年間とします。

5年後の平成34年度にはデータの更新に基づく中間見直しを行い、第5章に示すPDCAサイクルによる進行管理によって、施策の調整等を行っていきます。

なお、予期しない社会経済状況の変化が生じた場合はこの限りではありませんが、計画期間の終了時には、全面的な改訂を行います。

4. 対象とする地域

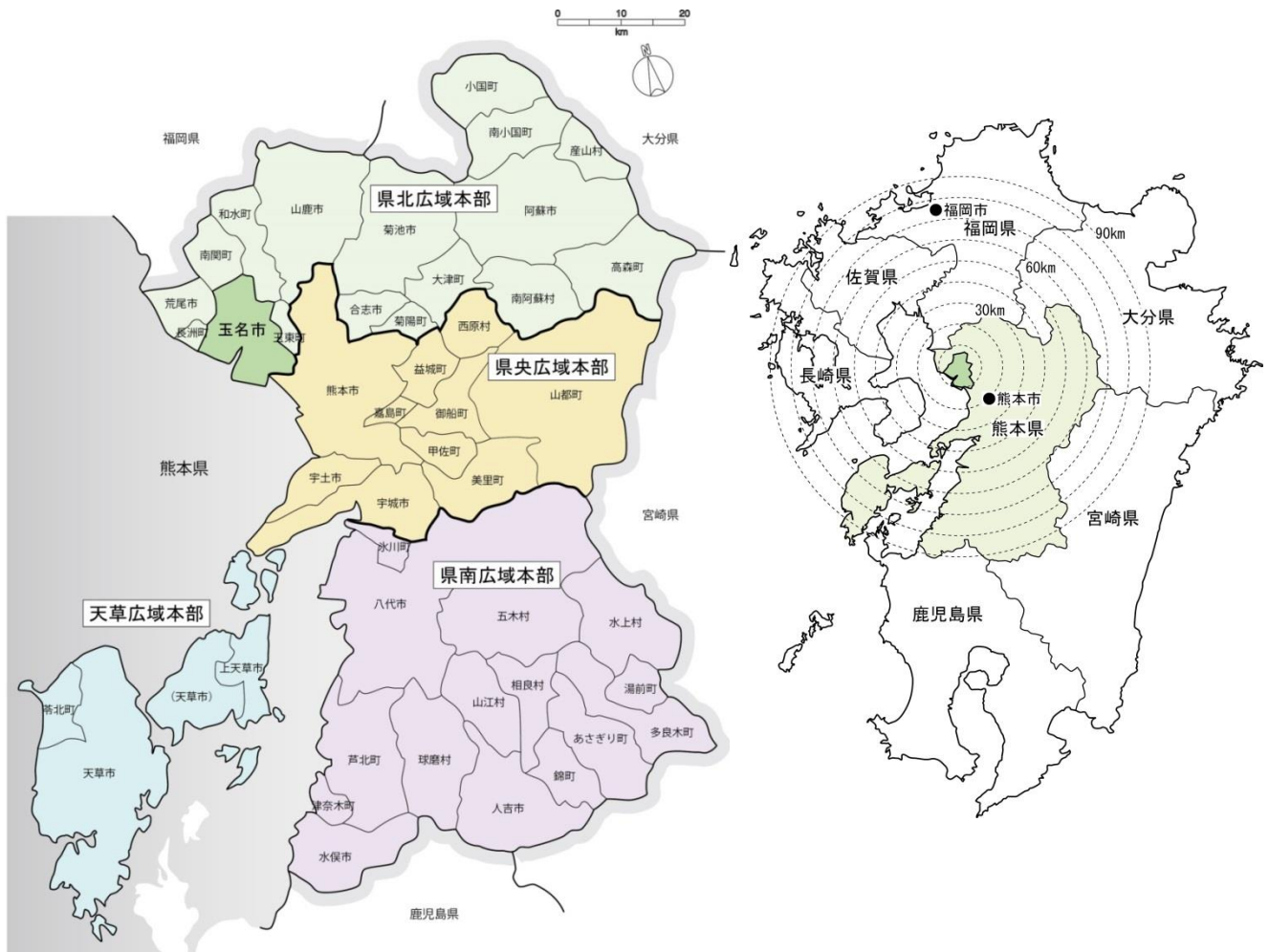
計画の対象地域は玉名市全域とします。

第2章 食料・農業・農村の現状と課題

1. 本市の概況

(1) 位置・面積

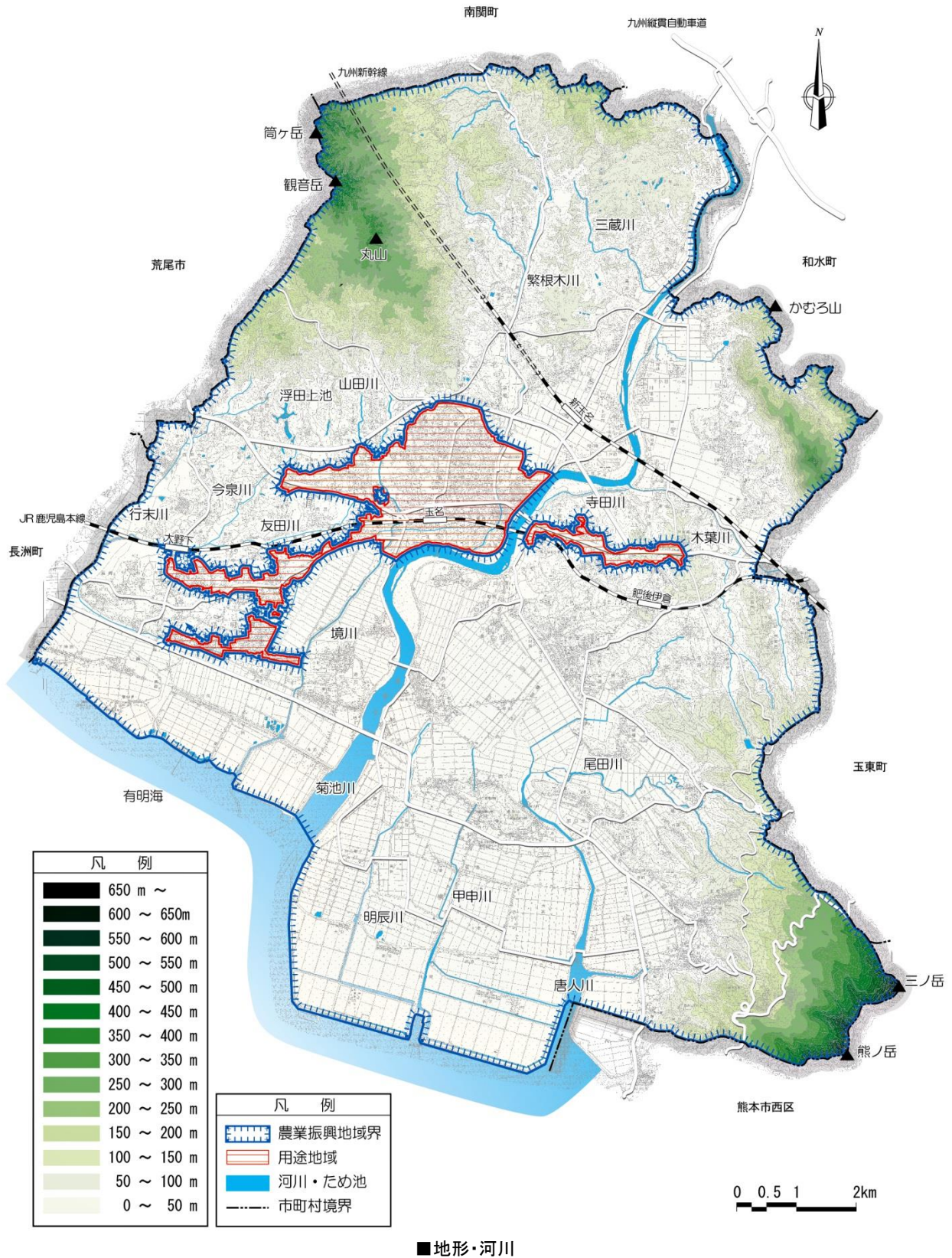
本市は熊本県の北西部に位置し、西は長洲町と荒尾市、北は南関町と和水町、東は山鹿市と玉東町、南は熊本市と接しています。また、熊本都市圏と福岡都市圏の中間に位置しており、総面積は約 152.55km²となっています。



■玉名市の位置

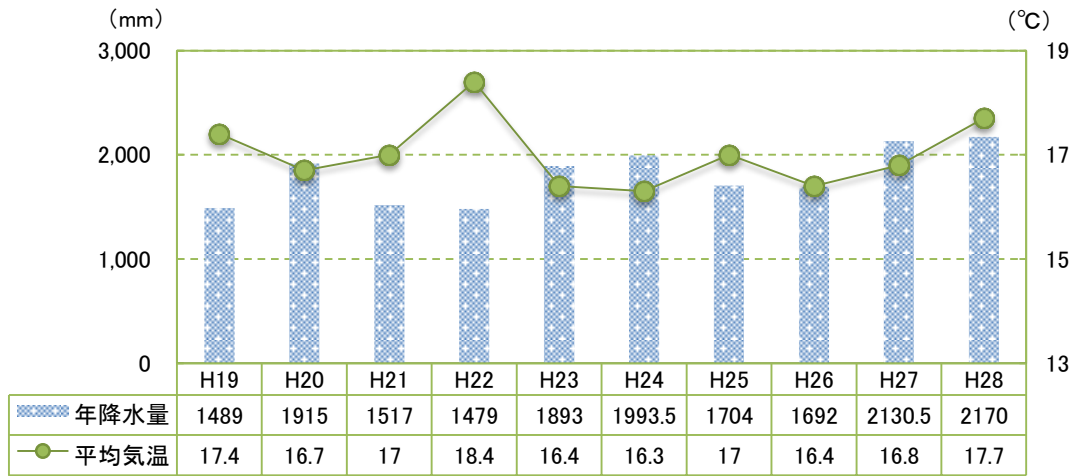
(2) 地象・水象

本市は、阿蘇外輪山を源流とする菊池川の恵みを受け、豊富な水と緩やかに広がる玉名平野を有し、小岱山と金峰山系の山々、そして豊穰の海、有明海に臨んでいます。



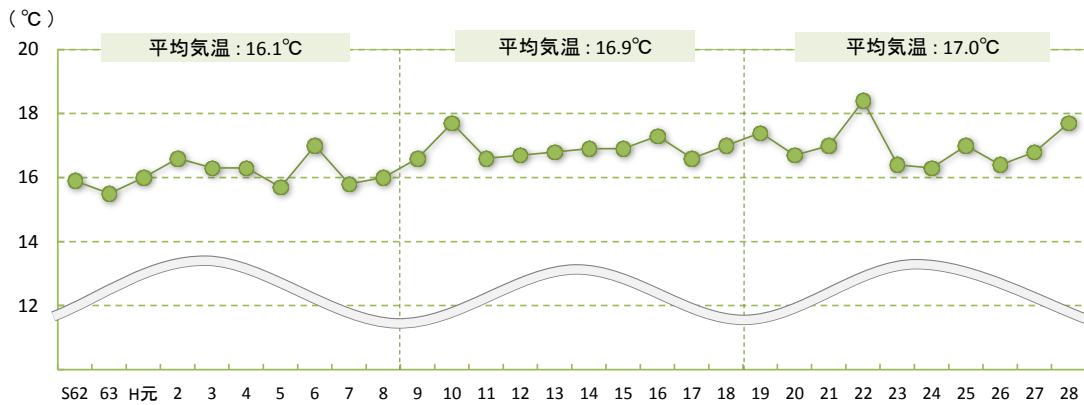
(3) 気象

本市における平成28年の平均気温は17.7℃、年降水量は2,170mmとなっています。30年前と比較すると、気温はおよそ2℃上昇しています。



[資料: 気象庁(気象統計情報、岱明観測所)]

■ 玉名市の気温と降水量の推移(岱明観測所)



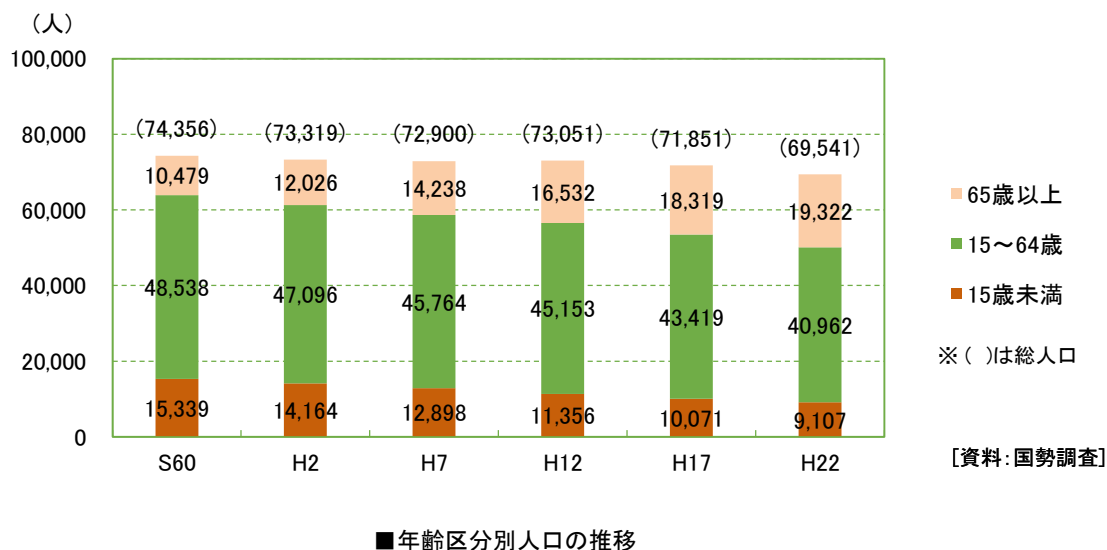
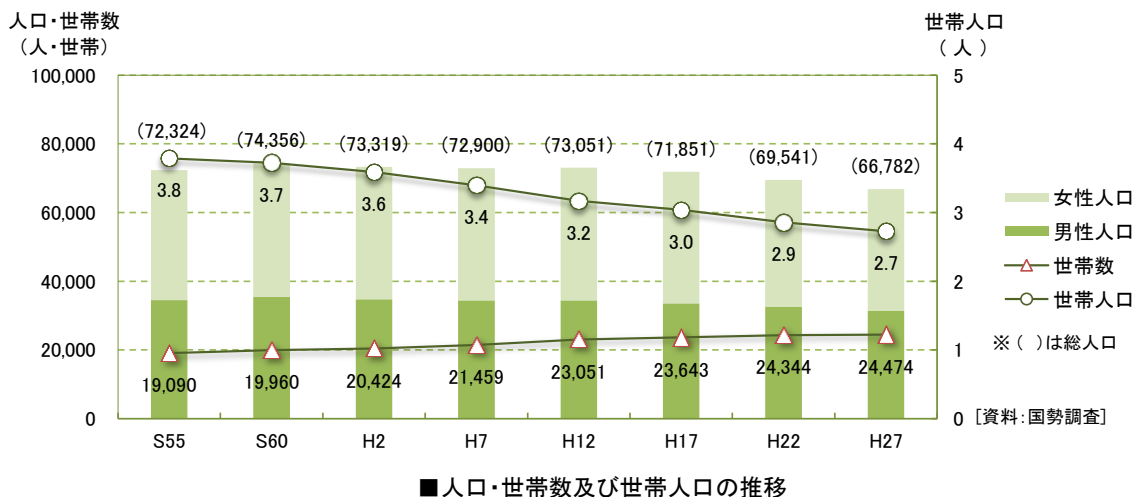
[資料: 気象庁(気象統計情報、岱明観測所)]

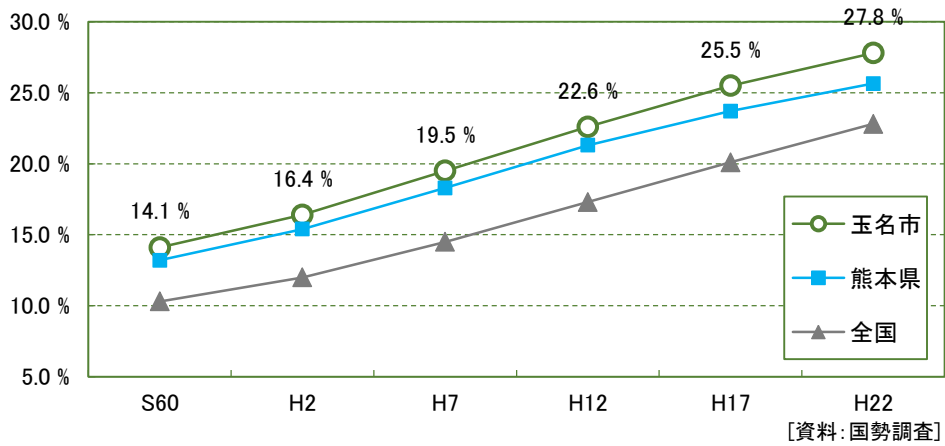
■ 過去30年間の平均気温の推移(岱明観測所)

(4) 人口

本市の平成 27 年の人口は、66,782 人で年々減少傾向にあります。世帯数は 24,474 世帯で増加傾向にあるため、核家族化や単独世帯の増加が進んでいます。

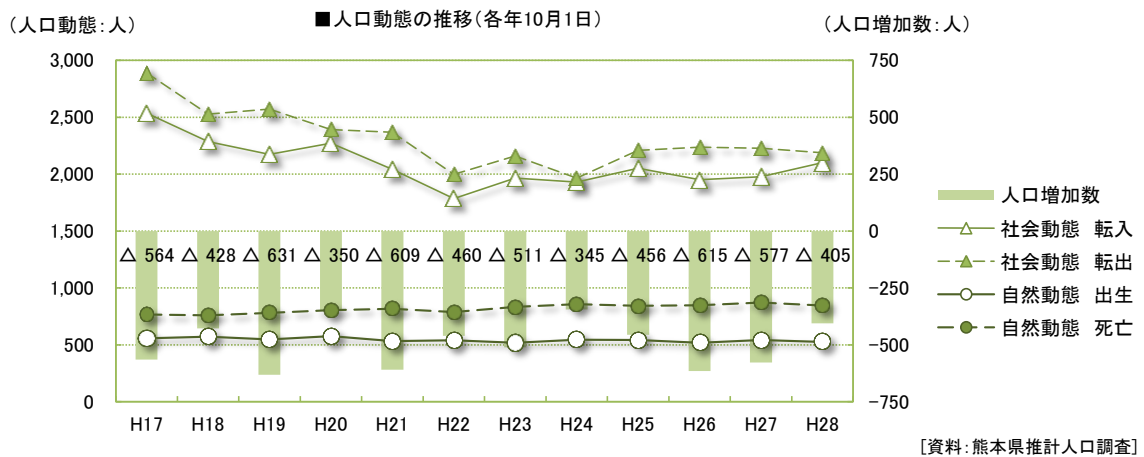
平成 22 年の年齢区分別人口をみると、生産年齢人口(15～64 歳)は 40,962 人で総人口の約 6 割を占めています。年少人口(15 歳未満)の減少と老年人口(65 歳以上)の増加により、少子・高齢化が著しいことがわかります。また、本市における高齢化率は 27.8% で、熊本県の 25.6%、全国の 22.8%を上回っています。





■高齢化率の推移

本市の人口の社会増減(転入・転出)及び(出生・死亡)をみると、ともに流出超過が続いており、特に自然増減は年々減少幅が大きくなっています。

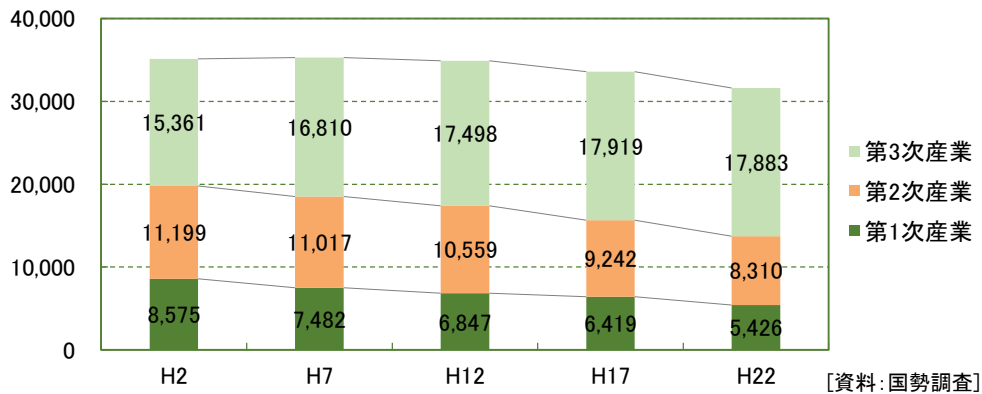


■人口動態の推移(各年10月1日)

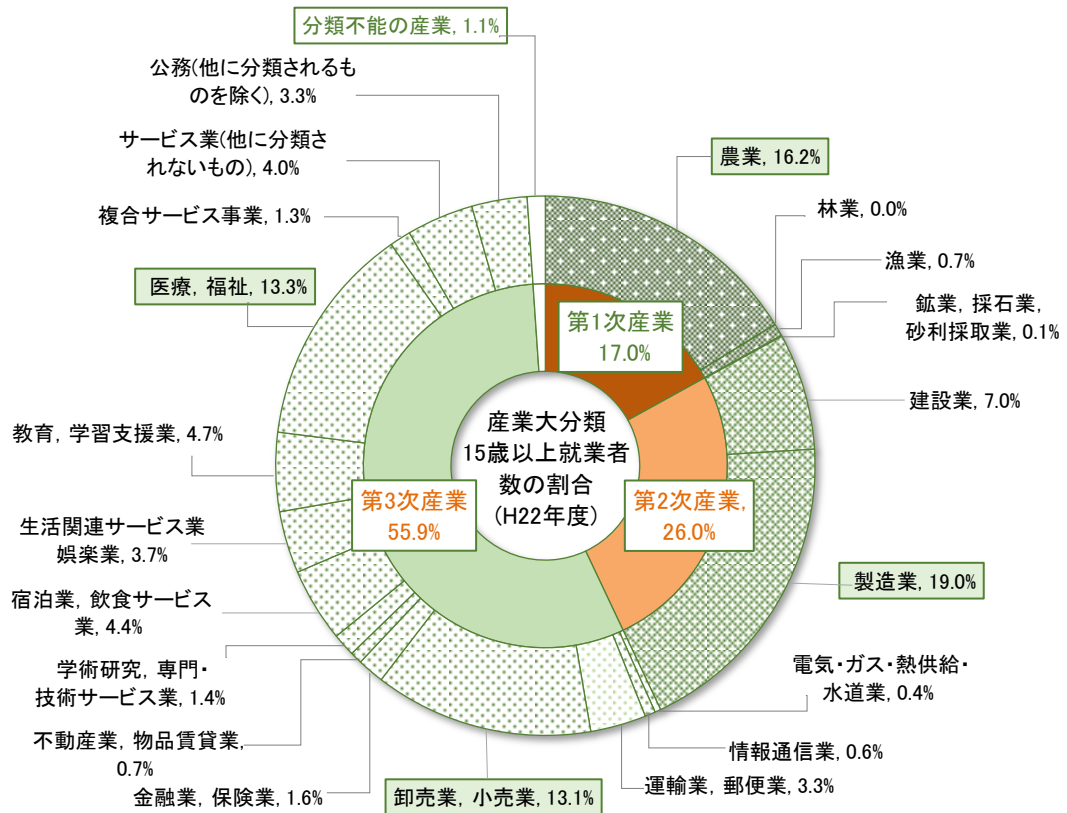
(5) 産業

平成22年の調査では、第1次産業は5,426人で17.0%、第2次産業は8,310人で26.0%、第3次産業は17,883人で55.9%となっています。

また、産業大分類別就業者数をみると、製造業(19.0%)が最も多く、次いで農業(16.2%)、医療・福祉(13.3%)、卸売業・小売業(13.1%)となっています。



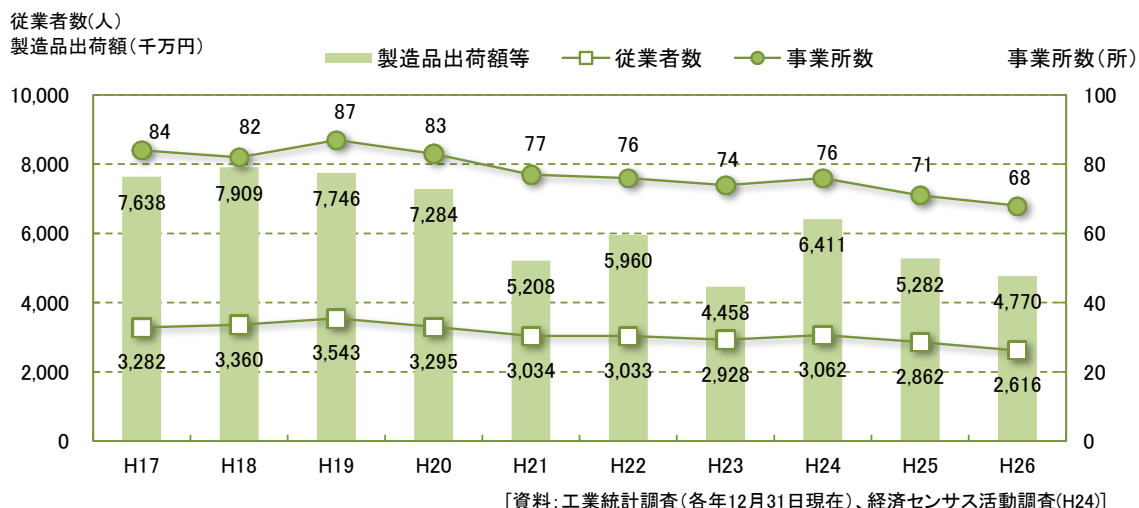
■産業別就業人口(15歳以上)の推移



■産業大分類の構成

①工業

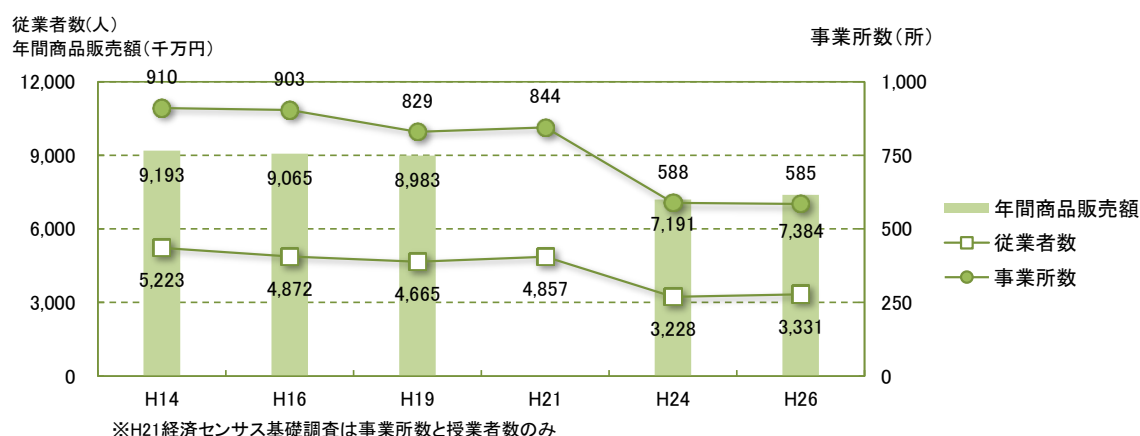
平成 26 年の工業統計調査によると、本市の事業所数は 68 ヶ所、製造品出荷額等は 4,770 千万円となっています。事業所数、従業者数ともに減少傾向にありますが、製造品出荷額等については平成 21 年に減少して以降、増加と減少を繰り返しながら推移しています。



■事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移(従業者 4 人以上の事業所)

②商業

平成 26 年の商業統計調査によると、本市の事業所数は 585 ヶ所、年間商品販売額は 7,384 千万円となっています。平成 24 年の経済センサス活動調査時点では事業所数、年間商品販売額ともに大きく減少しましたが、その後微増に転じています。

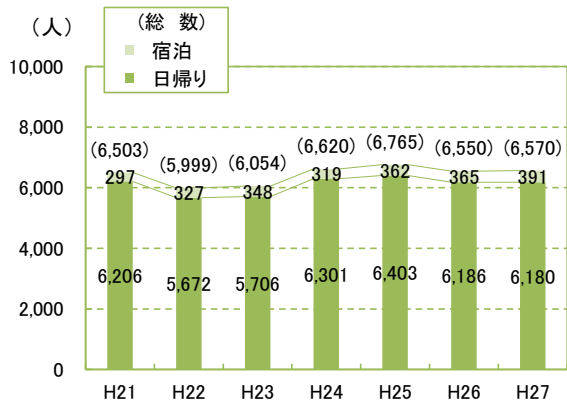


■事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

③観光

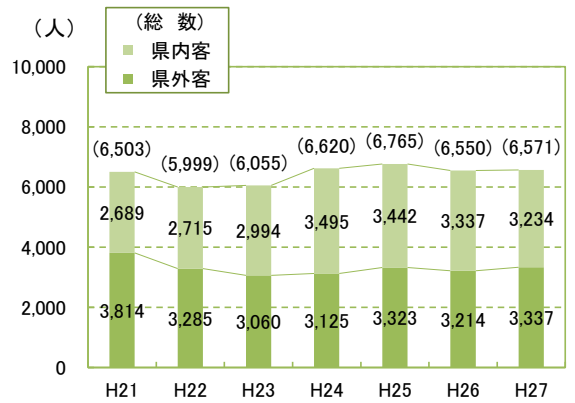
玉名地域は歴史文化の宝庫であり、国指定文化財である「石貫ナギノ横穴群」や県指定文化財である「高瀬眼鏡橋」など多くの遺跡、史跡があります。また、市の中心地には「玉名温泉」があり、多くの人を訪れています。

観光客の数の推移をみると、県外客はやや減少傾向にあり、反して県内客が平成24年に増加に転じその後横這いで推移しています。



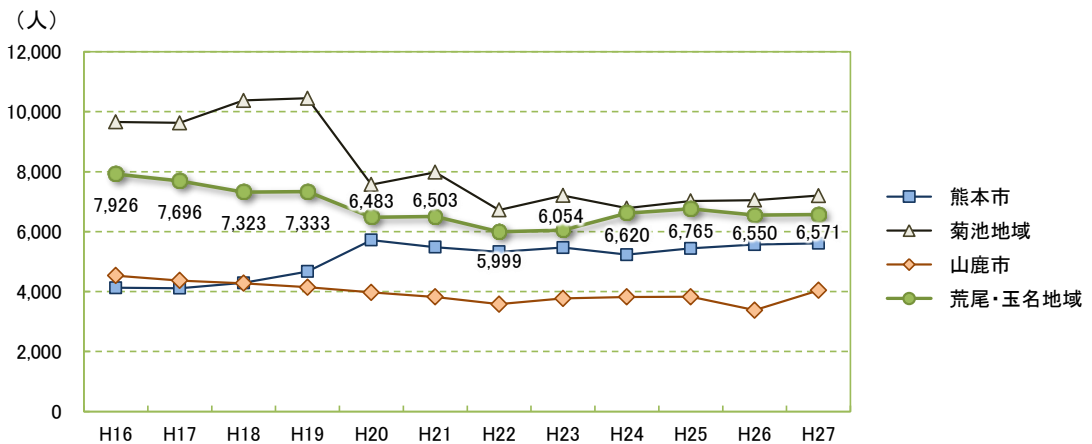
※荒尾・玉名地域：玉名市、荒尾市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
[資料：熊本県観光統計表]

■宿泊・日帰り別観光客数の推移



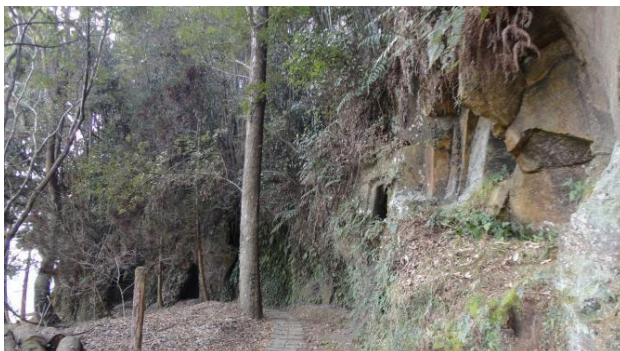
※荒尾・玉名地域：玉名市、荒尾市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
[資料：熊本県観光統計表]

■県内外別観光客数の推移



[資料：熊本県観光統計表]

■地域別観光客数の推移



■石貫ナギノ横穴群

[資料：熊本県 HP、観光課]



■高瀬眼鏡橋

[資料：玉名市 HP]

(6) 交通

本市は熊本都市圏と福岡都市圏の中間に位置し、JR 鹿児島本線や九州縦貫自動車道、有明フェリーなどを近隣に有しています。さらには平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開通し、平成23年2月に全線開通した国道208号玉名バイパスにより九州新幹線「新玉名駅」へのアクセス性が向上しています。

玉名市内における公共交通機関は鉄道及びバスが主で、産交バスがその中心的役割を担っています。



■新玉名駅

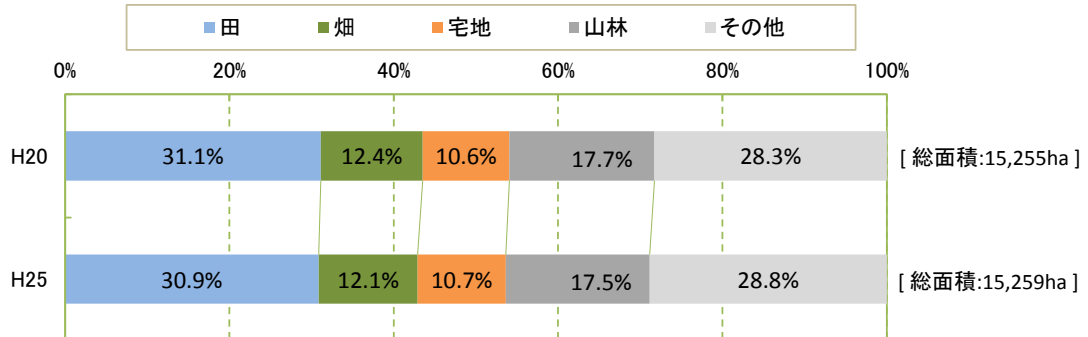


■交通網

0 0.5 1 2km

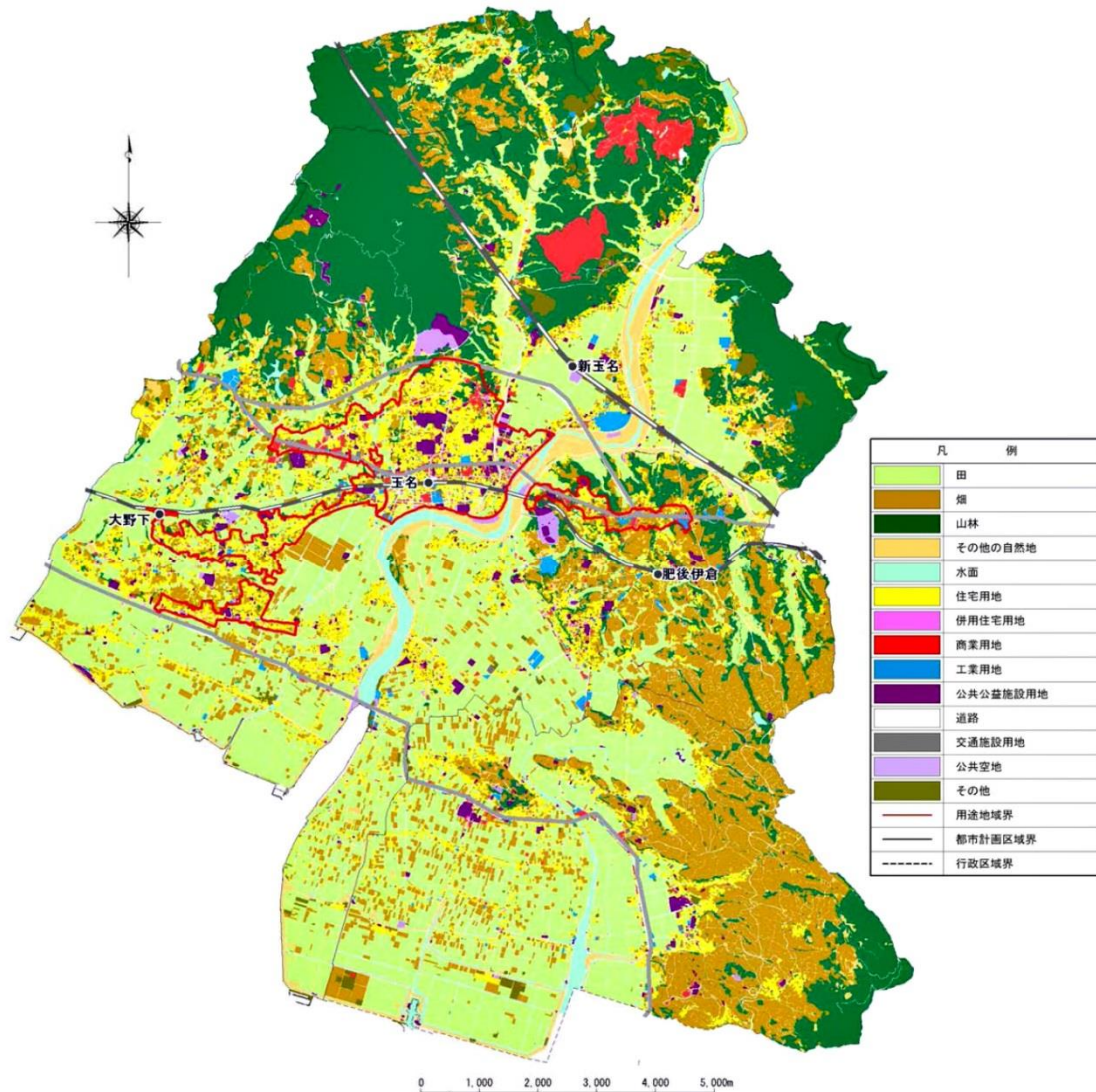
(7) 土地利用

平成 25 年の本市の土地利用構成をみると、田の割合が最も多く 30.9%、次いで山林の 17.5%、畑の 12.1%となっています。また、平成 20 年と比較しても大きな変化はみられません。



※その他:原野,水面,河川,水路,道路,その他が含まれる [資料:熊本県統計年鑑(H27)]

図 土地利用面積の推移



[資料:玉名市都市計画マスタープラン(出典:H23 都市計画基礎調査)]

■土地利用現況図

2. 本市の食料・農業・農村の現状と課題

(1) 食料

①食の安全

国は食品の安全確保と食品に対する消費者の信頼を確保するため、「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国際的な枠組み(リスクアナリシス)によるリスク評価(食品中に含まれる有害要因の摂取による健康への悪影響を科学的に評価すること)、リスク管理(リスク低減のための政策や措置を検討し、必要に応じて実施すること)及びリスクコミュニケーション(リスクに関する関係者間の情報及び意見の交換)を行い、食品表示情報の充実や適切な表示、食品産業事業者等による主体的な取組等を推進し、食料の安定供給に係る様々なリスクに対応するため、総合的な食料安全保障を確立することとしています。

②食育の推進と「和食」の保護

我が国では高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、食育を推進しています。

また、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、「和食」の保護・継承を進める必要があるため、学校給食や家庭における「和食」の提供機会の拡大、地域における食育活動などを推進するとしています。

本市では平成28年度に「第3次玉名市食育推進計画」を策定しました。また、「たまな食育フェア」や各種団体が主催するイベント・活動など、食育推進を目指した様々な取り組みを行っています。

■たまな食育フェアの開催

玉名市食育推進会議は、「第3次玉名市食育推進計画」に基づき、総合的な食育の推進を図るため、市民参加による食育フェア実行委員会を組織し、食育啓発を目的に「たまな食育フェア」を開催しています。



■第5回たまな食育フェア [写真:市HP]

③食料自給率

平成 26 年度の我が国の食料自給率は、米の需要量が減少傾向した一方、小麦及び大豆の国内生産量が増加したこと等により、前年度と同率の 39%となっています。

我が国では、高齢化や人口減少、食の外部化・簡便化が進んでいます。国内市場において食品産業事業者等の積極的な取り組みを促し、海外市場の需要を取り込むことで、国内農産物の消費拡大を図ることが必要となっています。

また、消費者の選択に資する表示情報の充実等が重要となっています。

食料自給率向上に向けて、ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進し、食品産業における情報提供等の取り組みを促進させます。

本市の地域食料自給率「カロリーベース」は 103%、「生産額ベース」は 143%となっており、周辺自治体では和水町を除けば、食料自給率(カロリーベース)は高くなっています。

■食料自給率の比較

		総人口(人)	カロリーベース(%)	生産額ベース(%)
平成 26 年度確定値	全国	127,082,819	39	64
平成 25 年度概算値	熊本県	1,801,061	59	154
平成 26 年度試算値	玉名市	67,614	103	143
	熊本市	740,204	16	25
	荒尾市	53,790	18	36
	玉東町	5,358	96	236
	南関町	9,971	92	153
	長洲町	16,053	57	44
	和水町	10,494	124	353

※平成 26 年度試算値における算出根拠：農林水産省わがマチ・わがムラ（農畜産物の生産状況）、平成 27 年度熊本県畜産統計、総人口は住民基本台帳人口(平成 26 年 10 月 1 日現在推計人口)、熊本県統計調査課、総務省

※熊本県概算値の総人口は、総務省「平成 25 年人口推計」(25 年 10 月 1 日現在)

○玉名市のカロリーベース食料自給率(平成 26 年度試算値)

$$\frac{1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 日} \text{ 当たり玉名市産供給熱量}(2,478 \text{ kcal} / \text{ 人} \cdot \text{ 日})}{1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 日} \text{ 当たり総供給熱量}(2,415 \text{ kcal} / \text{ 人} \cdot \text{ 日})} = 103\%$$

○玉名市の生産額ベース食料自給率(平成 26 年度試算値)

$$\frac{\text{玉名市の食料の国内生産額}(11,754 \text{ 万円})}{\text{玉名市の食料の国内消費仕向額}(8,179 \text{ 万円})} = 144\%$$

④6 次産業化

本市では、市内の農林水産物を活かして作られた加工品を「6 次産業推奨品」として推奨し、広く市内外の消費者に対して販売及び PR することにより、玉名市の 6 次製品の認知度向上及び地域活性化を図っています。



■玉名市 6 次産品



■玉名市 6 次産品フェア

(2) 農業

①農業経営体・担い手

農家総戸数 3,527 戸は市全体 24,474 戸の約 14%を占めます。そのうち販売農家戸数は、専業農家より兼業農家の減少が大きい傾向にあります。

農家戸数についてみると、専業農家数は緩やかな減少ですが、兼業農家数の減少が大きく、平成 27 年には、平成 17 年の約 58%に減少し 1,348 戸となっています。

農業従事者数は経年的に減少しており、平成 27 年には平成 17 年の約 53%に減少し、4,952 人となっています。

そこで、農業の活性化のために、平成 23 年には JR 九州が玉名市大浜町大栄の約 2 ヘクタールの農地を貸借し、ミニトマトの栽培を始めています。また、経営体育成支援事業により認定農業者等が、農業機械・施設の導入等を行う場合に、投資費用の 3 割を助成しています。

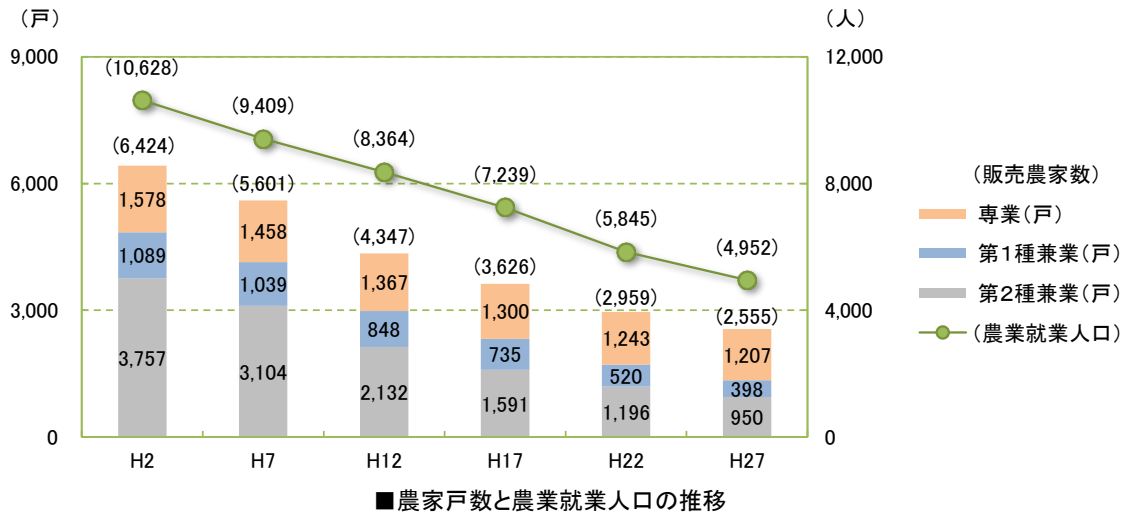
くまもと里モンプロジェクト推進事業(イエロープロジェクト)では、県が新幹線・在来鉄道沿線や国・県道沿線等の特に美しい景観形成が望まれる地域における農地において、景観作物を作付けし、広域的な景観形成や濃密な景観形成の取り組みを支援しています。

■農家戸数の推移

年次	農家数 (戸)		専業農家数 (戸)	兼業農家数 (戸)			自給的農家数※ (戸)
	総農家数	販売農家数		合計	第 1 種	第 2 種	
平成 2 年	6,424		1,578	4,846	1,089	3,757	—
平成 7 年	5,601		1,458	4,143	1,039	3,104	(807)
平成 12 年	5,185	4,347	1,367	2,980	848	2,132	838
平成 17 年	4,769	3,626	1,300	2,326	735	1,591	1,143
平成 22 年	4,083	2,959	1,243	1,716	520	1,196	1,124
平成 27 年	3,527	2,555	1,207	1,348	398	950	972

※平成 12 年以降は自給的農家数を個別に集計

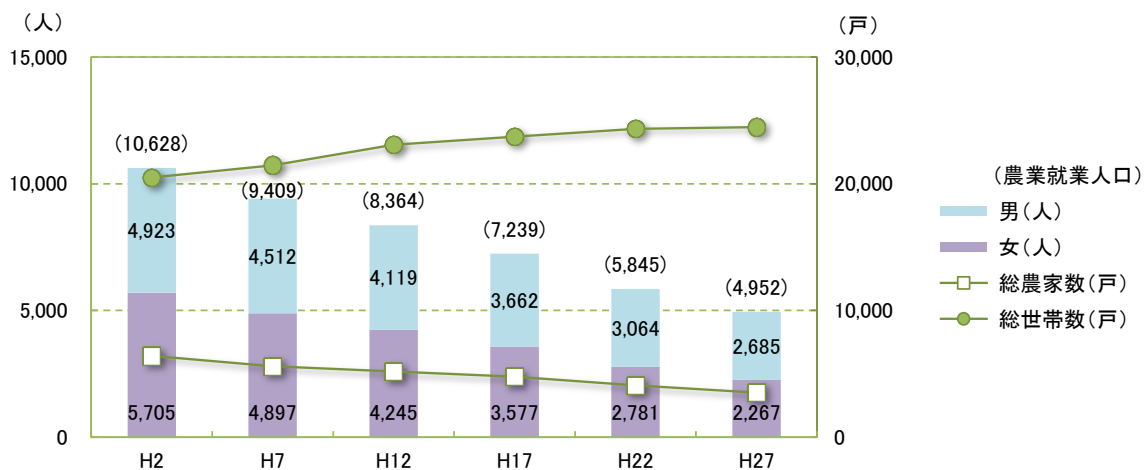
[資料:農林業センサス]



■経営規模別販売農家数の推移

年次	販売農家数(戸)	販売農家(戸)						
		例外規定 0.5ha未満	0.5ha~ 1.0ha	1.0ha~ 2.0ha	2.0ha~ 3.0ha	3.0ha~ 5.0ha	5.0ha以上	(うち10ha 以上)
平成2年	6,424	1,892	1,899	1,879	524	204	26	
平成7年	5,601	1,593	1,637	1,622	484	223	42	
平成12年	4,347	723	1,460	1,433	426	257	48	
平成17年	3,626	564	1,209	1,146	389	235	83	(15)
平成22年	2,959	467	991	855	313	239	94	(33)
平成27年	2,555	404	746	780	286	216	123	(36)

[資料:農林業センサス]

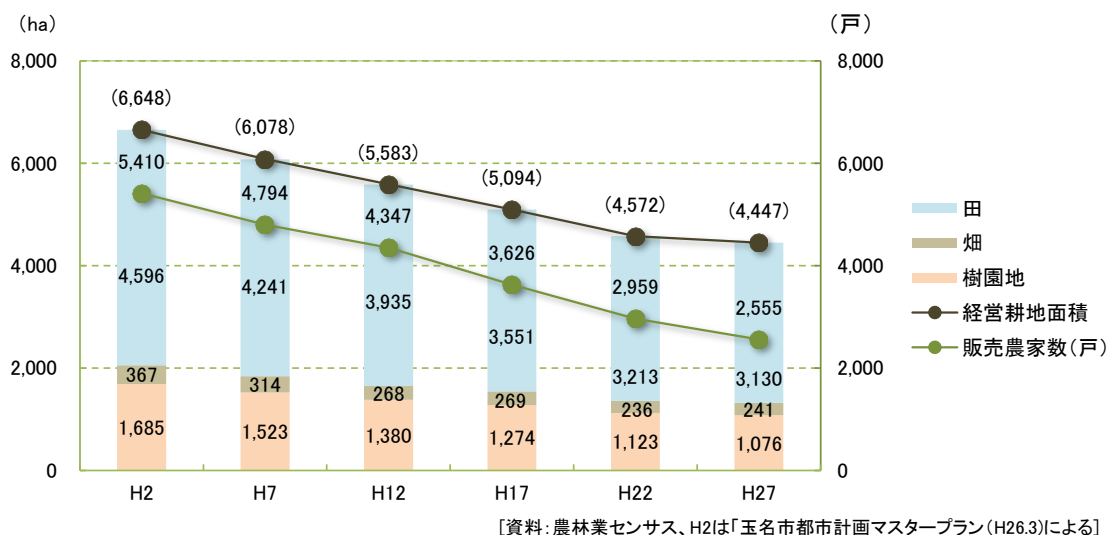


[資料:農林業センサス]

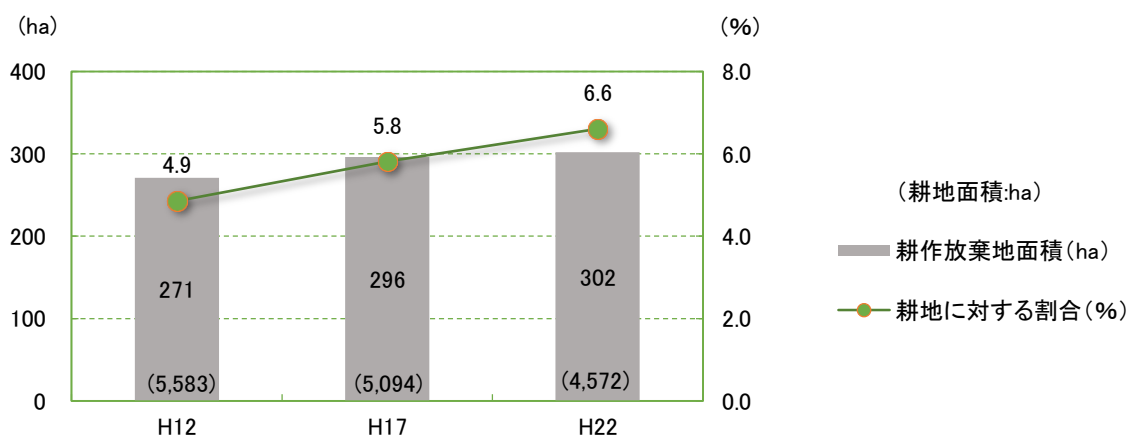
②農地

平成 27 年の農林業センサスでは、経営耕地面積は 4,447ha で本市の 29%を占めていますが、平成 2 年と比較すると 33%減少しています。内訳は田が 3,130ha で 70%を占めています。また、販売農家戸数は平成 2 年と比較すると 45%減少しています。

販売農家の耕作放棄地は平成 12 年には 271ha でしたが、平成 22 年は 302ha となっており、耕地に対する割合は 6.6%となっています。



■経営耕地面積と販売農家数の推移



■販売農家の耕作放棄地面積の推移

■耕作放棄地面積

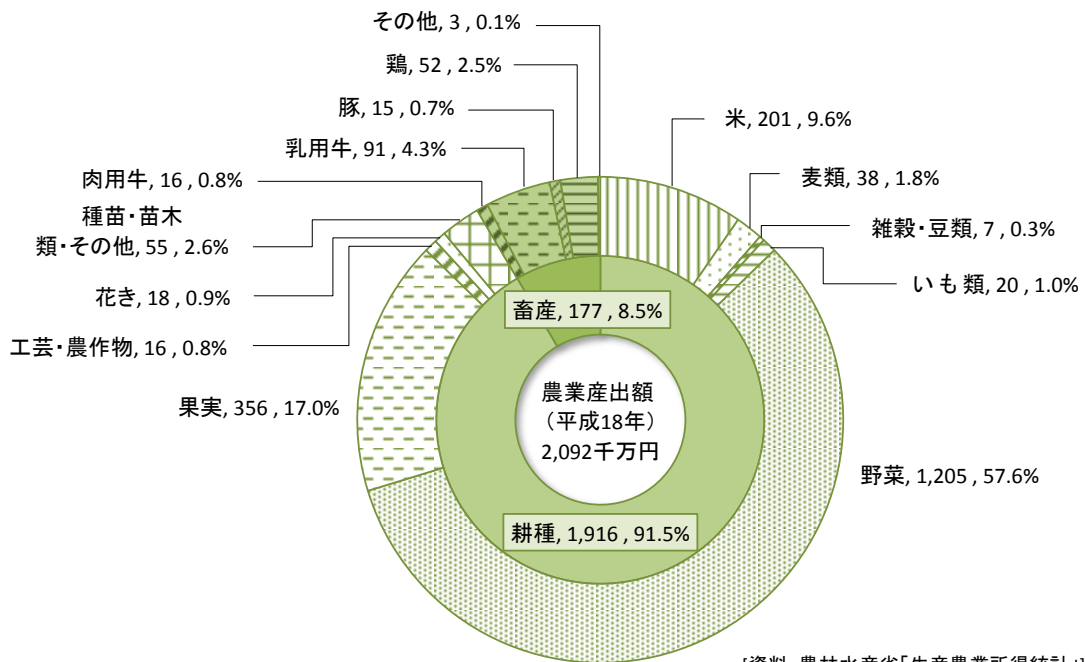
耕作放棄地面積	耕作放棄地面積		
	販売農家	自給的農家	土地持ち非農家
774 ha	302 ha (39.0%)	35 ha (17.4%)	337 ha (43.5%)

[資料: 農林業センサス 2010]

③農業生産

本市の農業産出額(H18 統計)の総額は、2,092 千万円で、内訳では野菜が最も多く、全体に占める割合は 57.6%となっています。次いで果実、米となっており、農業生産額の 8 割を占めています。

作付面積等の全国ランキングをみると、トマト、いちご、温州みかんが 10 位以内となっています。



[資料: 農林水産省「生産農業所得統計」]
※都道府県別推計は平成18年まで掲載

■農業生産額の割合



■トマトのハウス栽培

[写真:市 HP]



■小天地区のみかん栽培

[写真:市 HP]

■玉名市の主な農畜産物の作付面積、経営体数及び全国、県内ランキング

作物名		作付面積 (ha)	経営体数 (戸)	全国順位	県内順位
水稲		2,470	1,980	117	4
小麦		834	122	67	2
大豆		232	74	150	3
果樹 野菜	温州みかん	972	655	6	2
	その他のかんきつ	88	189	36	7
	ぶどう	6	19	194	6
	日本なし	2	8	243	9
	もも	3	16	104	4
	うめ	16	8	31	1
	かき	7	32	122	9
	ばれいしょ	21	26	136	3
	キャベツ	12	31	164	9
	なす	9	45	66	5
	トマト	213	486	3	2
	いちご	97	344	4	1
	メロン	4	17	97	9
	花き類		18	21	233

〔資料：農林水産省「わがマチ・わがムラ-市町村の姿-、市町村ランキング」〕

※1. 作付面積及び経営体数については、販売を目的とした農産物の数値（H27年値）

※2. 全国・県内順位については、作付面積による順位

(3) 農村

①多面的機能

農村は、食料を供給する機能のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しています。このことは、そこに居住している人々のためだけではなく、市民や都市部の人々が生活していく上で必要な資源となっています。

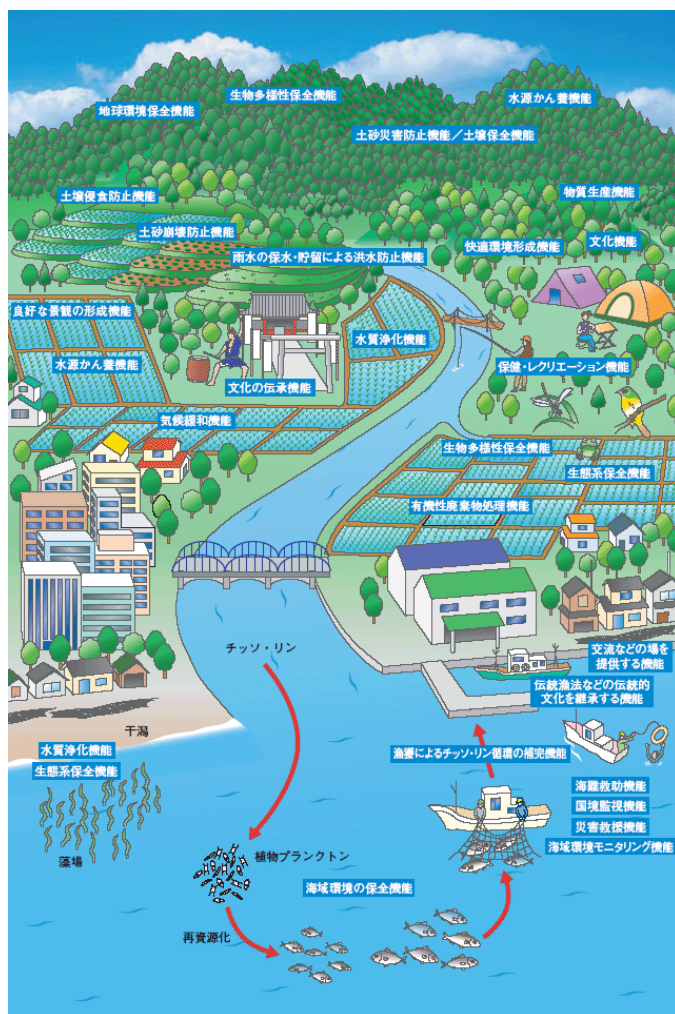
また、農村の持つ豊かな自然環境や伝統文化とのふれあいなど、農村空間に対する期待が高まっています。

しかしながら、農村においては、過疎化・高齢化等により農業生産活動や集落機能が低下し、これまで管理されてきた農道、水路、ため池、里山など持続的な維持が困難となっており、集落の維持さえままならない状況になっていると言えます。

このようなことから、地域資源を活かし、農村を支えている農業を活性化させるとともに、多様な担い手を確保し、都市との交流など地域づくり活動を推進することが求められています。

－農村の持つ多面的機能－

- ①国土保全：水田など雨水を貯める洪水防止、土壌浸食防止、土砂崩壊防止
- ②水源かん養：水田など雨水を浸透させ地下水を豊かにする
- ③自然環境保全：植物による大気浄化、気候緩和、多様な生物の生息地、家畜糞尿などの堆肥化
- ④良好な景観形成：営農活動による四季の農村風景
- ⑤文化の伝承：農業にまつわる歴史的に引き継がれてきた祭りや伝統芸能



[資料：農林水産省「農業、森林、水産業の多面的機能」]

②高齢化率

本市には、21の小学校区があり、うち玉名町小、築山小及び大野小を除く農村部では、65歳以上の割合が3割を超えており、高齢化が進行していることから、地域ニーズに応じた対応が望まれます。

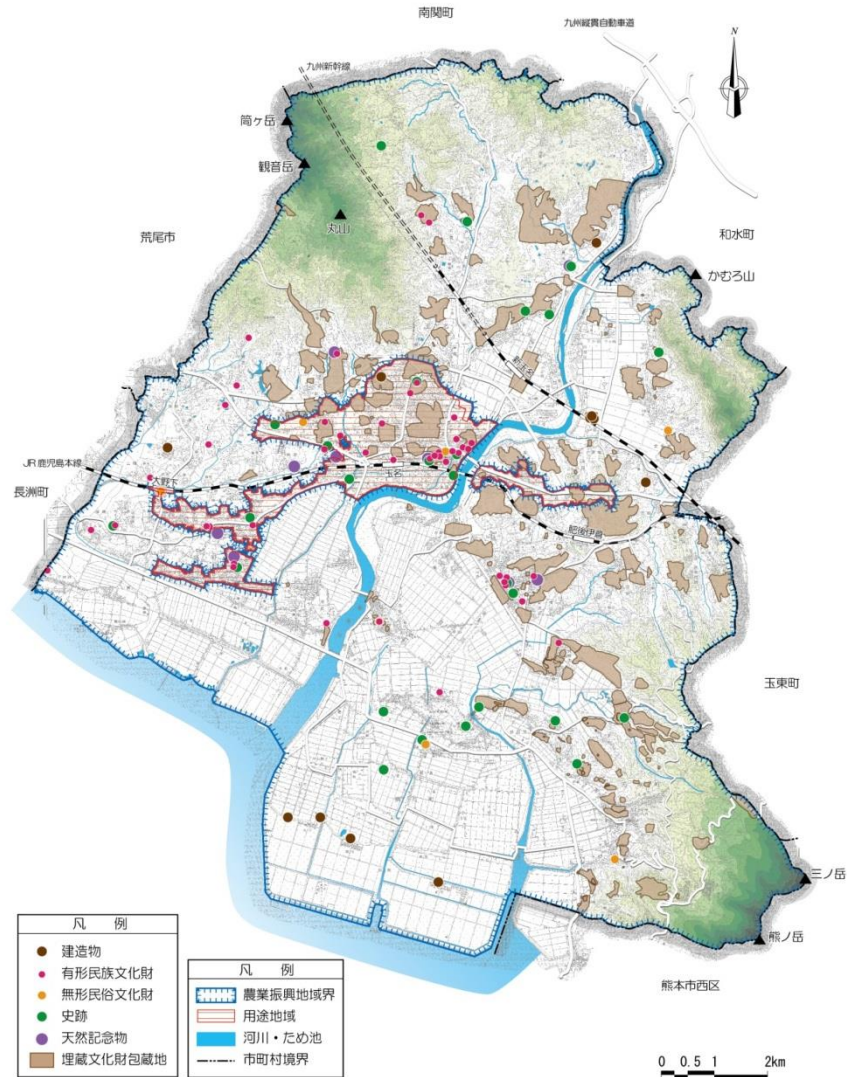
■小学校区別年齢別人口(H28.3.31 現在)

小学校区	小学校区別人口(人)				年齢3区分別構成比(%)		
	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	計	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
玉名町小	1,701	7,289	3,660	12,650	13.4	57.6	28.9
築山小	1,496	4,927	1,655	8,078	18.5	61.0	20.5
滑石小	290	1,548	1,157	2,995	9.7	51.7	38.6
大浜小	320	1,568	953	2,841	11.3	55.2	33.5
豊水小	148	681	493	1,322	11.2	51.5	37.3
伊倉小	443	1,979	1,264	3,686	12.0	53.7	34.3
八嘉小	367	1,854	1,192	3,413	10.8	54.3	34.9
梅林小	124	758	514	1,396	8.9	54.3	36.8
小田小	113	491	359	963	11.7	51.0	37.3
玉名小	275	1,146	653	2,074	13.3	55.3	31.5
月瀬小	43	325	250	618	7.0	52.6	40.5
石貫小	136	671	396	1,203	11.3	55.8	32.9
三ツ川小	79	386	274	739	10.7	52.2	37.1
睦合小	486	2,167	1,233	3,886	12.5	55.8	31.7
大野小	518	2,202	1,161	3,881	13.3	56.7	29.9
高道小	416	1,829	1,164	3,409	12.2	53.7	34.1
鍋小	319	1,499	1,038	2,856	11.2	52.5	36.3
横島小	606	3,044	1,648	5,298	11.4	57.5	31.1
玉水小	342	1,603	980	2,925	11.7	54.8	33.5
小天小	314	1,425	940	2,679	11.7	53.2	35.1
小天東小	49	367	249	665	7.4	55.2	37.4
計	8,585	37,759	21,233	67,577	12.7	55.9	31.4

[資料:小学校区別年齢別総計票より作成]

③歴史・文化

本市の文化財指定状況は、指定・登録併せて149件となっています(H24.3.31 現在)。その内訳は、国指定文化財9件、国登録文化財7件、国登録記念物1件、県指定文化財13件、市指定文化財73件、市登録・選択文化財46件であり、自然や干拓遺産をはじめ歴史的な文化財など多岐にわたっていることから、これらの活用が望まれます。



資料：玉名市都市計画マスタープラン（H26.3）、H23 都市計画基礎調査

■文化財、史跡位置図



■石貫穴観音横穴(国指定文化財) [写真:市 HP]

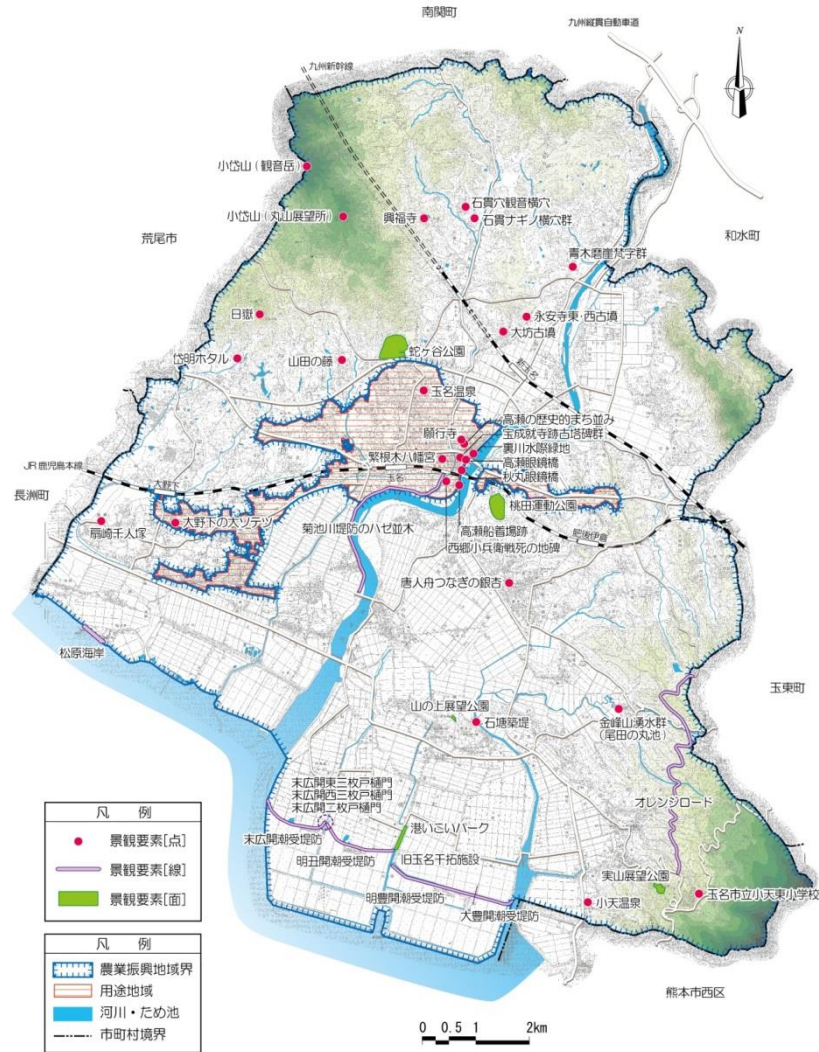


■山田の藤(県天然記念物)

[写真:市 HP]

③景観

本市は、山や海をはじめとする良好な自然に囲まれており、菊池川のハゼ並木や有明海、松原海岸、干潟などの豊かな自然景観を有しています。歴史的景観に関しては、市全域に分布していますが、特に旧玉名市役所周辺に集中しています。また、オレンジロード等の農村景観を活かした農村づくりが重要です。



[資料：玉名市ホームページ、「玉名市の干拓遺産」玉名市教育委員会、玉名市都市計画マスタープランH26.3 (H23 都市計画基礎調査)]

■景観



■石塘の樋門群 [写真：市 HP「玉名市の干拓遺産」]



■菊池川堤防のハゼ並木[写真：「ふるさと再発見 玉名市百選」]

第3章 目指す食料・農業・農村の姿

1. 基本理念

玉名市食料・農業・農村基本条例第3条に下記のような基本理念が示されています。

「玉名市食料・農業・農村基本条例」第3条(基本理念)より

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で豊かな生活を支えるものであることに鑑み、地域で生産される農産物の地域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られるとともに、将来にわたって、安全で安心な農産物が安定的に生産され、及び供給されなければならない。

農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた収益性の高い農業構造が確立されるとともに、自然環境との調和を図るための必要な配慮がなされ、並びに安全で安心な農産物が地域において安定的に生産され、及び供給されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場として農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、農業の有する農産物の供給機能及び多面的機能(国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。以下同じ。)が十分に発揮されるよう、その振興が図られなければならない。

2. 目指す食料・農業・農村の姿

上記の基本理念を踏まえ、目指すべき玉名市の食料・農業・農村の姿を以下のように定めました。

【目指す食料・農業・農村の姿】

健全で活力ある農業をみんなで支えるまち 玉名



玉名市食料・農業・農村基本条例第 8 条では、基本的施策として下記の 6 項目が示されています。

「玉名市食料・農業・農村基本条例」第 8 条(基本的施策)より

市は、第 3 条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な施策として、各々の施策相互の有機的な連携を図りつつ、推進するものとする。

- (1) 農産物に対する消費者の信頼の向上並びに農産物の消費、利用、流通及び販売の促進に必要な施策
- (2) 地産地消及び食育の推進に必要な施策
- (3) 多様な担い手及び後継者の育成及び確保に必要な施策
- (4) 生産基盤の維持、優良農地の確保及び農村が有する多面的機能の発揮に必要な施策
- (5) 地域の特性を生かした収益性の高い農産物の生産拡大を図るために必要な施策
- (6) 農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者との交流等による農業及び農村に対する市民の理解の促進に必要な施策

目指す食料・農業・農村の姿や条例第 8 条に示された基本的な施策を踏まえて、食料、農業、農村の各分野における将来像を以下のように定めました。

食料像の基本的な考え方

市民が玉名市の旬で美味しい食材を知り、安心して安全な玉名市の農産物を食べられる環境づくりを進め、地域で生産された食料は、地域で消費するという地産地消の推進を通じて健康で豊かな食生活を進めることが重要です。

食料像 安全で安心な食の安定供給と地産地消の推進

農業像の基本的な考え方

玉名市の基幹産業である農業が将来的にも維持・発展し続けていくため、多様な担い手を育成し、農業生産基盤を整備することにより、安定的な農業経営を確立し「なりたい職業として選択される農業」を育てていくことが重要です。

農業像 多様な担い手の確保と安定した農業経営の確立

農村像の基本的な考え方

市民と農村との農業に関する多様なイベントを積極的に行い、市民は「農業や農村が持つ多面的な機能」や「安全で美味しい農作物を育てる生産者の思い」を知り、農村の人々も「消費者のニーズ」を把握し、相互に理解を深め協力し合いながら、美しい自然と調和した農村づくりを展開することが重要です。

農村像 都市との盛んな交流と美しい自然景観の保全

3. 施策体系

目指す食料・農業・農村の姿	施策の方向性	施策・事業	基本条例第8条※との関連					
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
<食料像> 1. 安全・安心な食の安定供給と地産地消の推進	(1)地元農産物の信頼の確保	1)環境保全型農業の推進 2)地元農産物の安全性に関する情報公開	●					
	(2)食育の推進	1)食育推進計画の実施 2)地産食材の学校給食への利用促進		●				
	(3)地産地消の推進	1)地産食材の購買店舗の拡充 2)地産食材の情報発信 3)農業体験を通じた地産食材の利用促進 4)地産地消に向けたイベントの充実	●	●				
<農業像> 2. 多様な担い手の確保と安定した農業経営の確立	(1)多様な担い手及び後継者の育成・確保	1)新規就農者の育成・確保 2)認定農業者等の担い手の育成 3)女性農業者や高齢農業者への支援			●			
	(2)収益性の高い農業経営の確立	1)農家所得の向上 2)農産物の出荷・流通システムの改善 3)農地の保全 4)計画的な農業基盤整備と維持管理				●	●	
	(3)競争力のある産地の育成	1)地元農産物のPRと産地ブランドの育成 2)6次産業化の推進					●	
<農村像> 3. 都市との盛んな交流と美しい自然景観の保全	(1)農業・農村の多面的機能の発揮に向けた整備と啓発	1)農村環境の整備 2)美しい農村づくりの推進				●		
	(2)地域・観光資源の活用と都市との交流	1)地域資源・観光資源の活用 2)農業体験を通じた交流の推進 3)JA や観光協会等と連携した地域振興						●

※玉名市食料・農業・農村基本条例 第8条の内容

- (1)農産物に対する消費者の信頼の向上並びに農産物の消費、利用、流通及び販売の促進に必要な施策
- (2)地産地消及び食育の推進に必要な施策
- (3)多様な担い手及び後継者の育成及び確保に必要な施策
- (4)生産基盤の維持、優良農地の確保及び農村が有する多面的機能の発揮に必要な施策
- (5)地域の特性を生かした収益性の高い農産物の生産拡大を図るために必要な施策
- (6)農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者との交流等による農業及び農村に対する市民の理解の促進に必要な施策

第4章 基本となる施策

1. 安全・安心な食の安定供給と地産地消の推進

食料の方針

安心して口にすることができる農産物をつくり、食の安全性にこだわった健康な暮らしを支えます。

また、地域のもは地域で消費する、地産地消の取り組みや子どもの頃からの食育の推進にも取り組んでいきます。

(1) 地元農産物の信頼の確保

安全・安心な食を確保するために、環境保全型農業の推進と安全な地元農作物の情報を発信していきます。

■「地元農産物の信頼の確保」に向けた成果指標と目標

成果指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	備考
くまもとグリーン農業「生産宣言者」数	1,155 件 (平成 28 年度)	1,300 件 (平成 38 年度)	現況値は熊本県 HP より
くまもとグリーン農業「応援宣言者」数	598 件 (平成 28 年度)	1,500 件 (平成 38 年度)	現況値は熊本県 HP より
エコファーマー登録者数	1,146 経営体 (平成 28 年度)	1,300 経営体 (平成 38 年度)	

＜「明日の玉名の農業を考える会」での主な意見＞

- 農産物を販売する場で、生産者の顔や情報を公開し、品質への安心感の向上をはかる。
- 消費者は安全で安価な食材を求める。玉名産のものが安全であれば、必然的に消費は増える。

1) 環境保全型農業の推進

- ・食の安全安心を確保するために、熊本県が実施している環境に配慮した農業「くまもとグリーン農業」^{※1}を推進し、生産者が環境に配慮した農業に取り組むことを宣言する「生産宣言」^{※2}と、消費者や会社などが環境に配慮した食材を使用することを宣言する「応援宣言」^{※3}の促進に努めます。
- ・環境負荷の少ない農業を推進するために、減農薬・減化学肥料、有機栽培の促進及びエコファーマー^{※4}等の育成・確保に努め、安全な食料生産を目指します。



■くまもとグリーン農業
シンボルマーク

※1 くまもとグリーン農業：熊本県が実施している取り組みで、土づくりをして化学合成された肥料や農薬をできるだけ減らし、環境に配慮した農業を「くまもとグリーン農業」と呼ぶ。

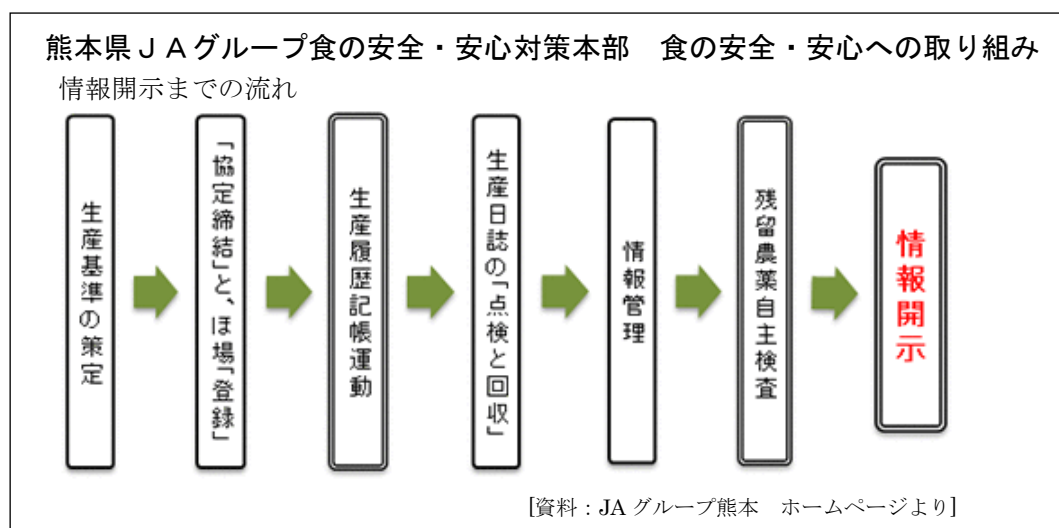
※2 生産宣言：生産者がくまもとグリーン農業に取り組むことを宣言する制度。

※3 応援宣言者：消費者や会社などがくまもとグリーン農業で生産された農産物を使用することを宣言する制度。

※4 エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について、都道府県知事から認定を受けた農業者の愛称。

2) 地元農産物の安全性に関する情報公開

- ・消費者が安心して農産物を購入できるように、安全に生産された農産物の証明となる生産履歴(農産物がどのように栽培されてきたか)の記帳を推進します。
- ・消費者の安全安心への対応に向けて、環境保全型農業の取り組み基準や残留農薬検査結果等、農産物の安全性に関する情報を公表し、生産者には安全表示による信頼の獲得を、消費者には表示による理解を促進するための広報活動を行います。



(2) 食育の推進

食を通して心身ともに健やかに生活するために、食事を楽しんだり、食について知り、学ぶ食育を推進していきます。

■「食育の推進」に向けた成果指標と目標

成果指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	備考
食育指導を受けた児童・生徒数 (玉名中央学校給食センター・岱明学校給食センター・天水学校給食センター合計)	3,741 人 (平成 27 年度)	4,000 人 (平成 38 年度)	
食生活改善推進員数	189 人 (平成 27 年度)	200 人 (平成 38 年度)	
食生活改善推進員地域活動回数	1,985 人 (平成 27 年度)	2,500 人 (平成 38 年度)	
食育講演会参加者数	157 人 (平成 27 年度)	300 人 (平成 38 年度)	
食生活講座(ヘルスアップ教室)受講後の食生活改善推進員協議会加入率	48% (平成 27 年度)	80% (平成 38 年度)	
市内小中学校給食の熊本県産農産物の使用率(学校給食自給率)	63% (平成 26 年度)	70% (平成 38 年度)	現況値は「食育推進に関する調査」より

〈「明日の玉名の農業を考える会」での主な意見〉

- 子ども達にも食べて、知ってもらえる様に地元の食材を給食に提供してほしい。
- 学校給食にも地元の物を使用するため、学校給食センターに次月の旬の物や今月の旬の物など毎月情報発信してほしい。
- 市民、食品事業者へ向け、食品表示に係る普及啓発を含め食品ロスに関する各種情報を積極的に提供し、「もったいない」気持ちを取り戻す。
- 中学校のフードマイレージ教育を継続し、小学校や地域への広がりを目指す。

1) 食育推進計画の実施

- ・「食」に係る施策を総合的かつ体系的に推進していくための方向性や体制整備を示した、玉名市食育推進計画の実現に向け取り組みを推進していきます。
- ・地域住民へ食育の推進や食生活改善活動を行う食育改善推進員を育成するとともに、食育推進連携会議による「たまな食育フェア」や料理教室などの活動を支援します。
- ・市民、食品事業者へ向け、食品ロスや食品表示に関する各種情報を積極的に提供し、普及啓発に努めます。
- ・中学校で取り組んでいるフードマイレージ教育を継続し、小学校や地域への広がりを目指します。

「第3次 玉名市食育推進計画（素案）」

基本理念	
食を通じて、市民が健康と豊かな人間性を育み、玉名の食文化を形成します	
基本目標	取組
1 食の基本から健康な体づくり	(1)バランスの取れた規則正しい食生活の実践 (2)生活習慣病や肥満等の予防 (3)食に関する情報の理解と選択
2 食を通じた豊かな心づくり	(1)家族や友人等と食事を楽しむ共食の推進 (2)食を通じた交流による地域の活性化 (3)食育に関わる体験等の推進
3 食に優しい生活環境づくり	(1)「地産地消」「旬菜旬消」の推進 (2)家庭の味や食文化の継承 (3)環境に配慮した食生活の推進
4 食育を支えるネットワークづくり	(1)食育に関心のある市民や組織団体等の活動の推進 (2)食育推進のための連携、協働体制の構築 (3)食育推進のための啓発、情報発信

2) 地産食材の学校給食への利用促進

- ・学校給食センターへ地元農産物の生産時期や供給状況についての情報を提供し、小中学校の学校給食への地元農産物の供給の充実を図り、学校給食への地産食材の使用率の向上を促進します。

- ・玉名市野菜振興協議会が地産地消を目的に実施している、玉名市の農産物（イチゴ、トマトなど）を市内小中学校の給食用として提供する活動を支援し、その他の食材の展開を検討します。
- ・給食便りを通して、児童・生徒に地元の食材について情報を発信します。
- ・学校給食センターが実施している食育指導活動を支援します。

（3）地産地消の推進

地元でとれた食材を安全・安心な食を確保するために、旬で美味しい地元農作物の情報を発信していきます。

■「地産地消の推進」に向けた成果指標と目標

成果指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	備考
玉名産農産物を取り扱う店舗数 (直売所や産直コーナーなど)	7 店舗 (平成 28 年度)	15 店舗 (平成 38 年度)	

＜「明日の玉名の農業を考える会」での主な意見＞

- 地域スーパーには地元の食材を販売している産直コーナーは無く、玉名市産の商品は少ない。スーパーやコンビニなどの身近な場所に「地元食材コーナー」の設置を依頼する。
- 玉名のミニトマトなどは関東、関西への出荷が多く、地元で味わえない。地元で購入できる場を作る。
- 市民へ地産地消についての啓発活動を推進する。
- 市民へ「今旬な食材」や「売っている場所」「地元の食材をつかったレシピ」などの情報を広く発信する。

1) 地産食材の購買店舗の拡充

- ・地産地消や都市交流の拠点となる直売所のあり方について検討し、「ふるさとセンター Y・BOX」や「郷〇市」などの市内農産物直売所や地元の加工品を販売している「観光ほっとプラザ たまらら」の機能拡充を図り、情報発信の拠点として活用します。
- ・直売所以外の身近な場所でも地産食材を購入できるよう、地元スーパー等への産直コーナーの設置や地産食材の表示に向け取り組みます。
- ・市内で生産されるミニトマト等の多くは大都市へ出荷され、地元で購入できる店舗が少ないため、地元でも購入できる場や販売ルートの整備を図ります。



■ふるさとセンターY・BOX



■郷〇市



■観光ほっとプラザ たまらら

2) 地産食材の情報発信

- ・JA たまなが開催したトマトやイチゴなどの地産食材を使った、オリジナル料理のコンテストにより選ばれたレシピを紹介する「きらめきレシピ BOOK たまな」を配布し、PR に努めます。
- ・市民へ「地元の旬な食材」や「売っている場所」、「地元の食材をつかったレシピ」などの情報を広報誌や市のホームページなどで発信します。



■きらめきレシピ BOOK

3) 農業体験を通じた地産食材の利用促進

- ・市内小学校で実施している稲刈り学習などの農業体験や JA たまなで開催している親子わくわく体験農園などの活動を推進し、子ども達が地元の農業や農産物に親しみ、食への感謝の心を育む場の充実を図ります。
- ・食農体験を受け入れていただく農家の拡大、連携を図ります。



■稲刈り学習

4) 地産地消に向けたイベントの充実

- ・地元農産物を市民に周知する機会を増やすため、市民が集まり一緒に地元の食材を食べられる、玉名フェスタなどのイベントの充実を図ります。
- ・市内飲食店で展開している「生産者」「料理人」「消費者」の三者をつなぐ“キズナ”をコンセプトに、地元産の旬の食材を使った創作料理を競う「玉名のキズナめし」などを市民に PR し、地産地消の推進を図ります。
- ・地産地消の拠点となる市内直売所において、体験農園等のイベントを通じて地元農産物の PR に努めます。



■玉名フェスタ 2016

2. 多様な担い手の確保と安定した農業経営の確立

農業の方針

市の基幹産業である農業を支える新規就農者や認定農業者、女性農業者、高齢農業者等、多様な担い手の確保・育成に努めます。

また、収益性の高い農業経営の確立やブランド化等による付加価値づくり等、競争力のある産地の育成に取り組んでいきます。

(1) 多様な担い手及び後継者の育成・確保

新規就農者や認定農業者、女性農業者、高齢農業者等、多様な担い手の確保・育成を図ります。

■ 「多様な担い手及び後継者の育成・確保」に向けた成果指標と目標

成果指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	備考
新規就農人数	9人/年 (平成26年度)	10人/年 (平成38年度)	
認定農業者数	1,061人 (平成28年度)	1,100人 (平成38年度)	
認定農業者メール配信登録者数	280人 (平成28年度)	550人 (平成38年度)	

〈「明日の玉名の農業を考える会」での主な意見〉

- 農地の貸し出しや農家による農業学習など、農業の技術を習得し、長期的に係わることができる仕組みや制度をつくる。
- 農業や地域の振興を引っ張っていく、地域のリーダーを育成する。

1) 新規就農者の育成・確保

- ・農業経営に意欲を持つUターンやIターンなどの転入者に対して、わかりやすい就農情報や農業の基礎知識を提供する相談窓口等を充実します。
- ・農業の将来を担う新規就農者や若年農業者を育成・支援するため、県の就農支援講座や様々な就農支援制度の活用、団体活動への支援等を推進します。
- ・新規就農者が農業の技術を習得できるよう、就農希望者への農家による農業学習など、長期的に地域ぐるみで支援する仕組みづくりを行います。
- ・北稜高校が行っている就農教育推進事業を支援し、活力ある担い手の確保に努めます。

主な就農支援制度

■青年就農交付金事業

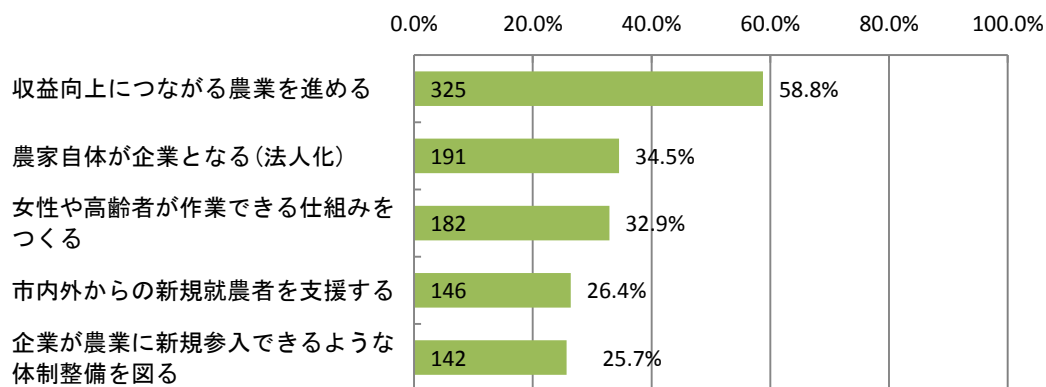
青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金を給付します。

■熊本県立農業大学校 新規就農支援研修制度

県内で新たに農業を始める人を対象に、就農に必要な農業の基礎知識や栽培技術、関連情報等を体系的に学ぶための研修を行います。

■認定就農者制度

これから就農しようとする方や農業法人等への就職を目指す方がいつ、どこで、どのような農業を始めるのかを、就農計画書に記載してもらい、その就農目標が達成できるように、県の農業普及・振興課や市の農林水産政策課からの指導が受けられます。



n=553(複数回答:3つ以内)

■望ましい農業従事者の育成や後継者確保の方法(H27 市民アンケート結果:上位5位)
収益向上につながる農業が期待されている

2) 認定農業者等の担い手の育成

- ・認定農業者制度により担い手を確保・育成し、地域農業の中心となるリーダーを育成します。
- ・県や農業団体、学識経験者等と連携し、講習会や研修会を開催し、営農者の経営資質の向上を図ります。
- ・認定農業者等へ制度資金や補助事業等の農業経営に役立つ情報を速やかに提供するメール配信制度を営農者へ広くPRするとともに、情報の充実と登録者数の増加に努めます。
- ・本市の農業を担う若年農業者がより活発に活動できるよう、若年農業者団体の活動を支援します。



■稲刈り

主な担い手育成制度

■農業担い手規模拡大事業

賃借権の設定を受けた認定農業者、及び当該認定農業者と賃借権の設定をした者に対し、助成金の交付を行い、農地の集積を図り、生産性の高い農業構造の確立を図っています。

3) 女性農業者や高齢農業者への支援

- ・女性農業者や高齢農業者の持ち味を活かした農業を目指して、小物野菜などの取り組みやすい作物の栽培を推進します。
- ・高齢農業者や女性農業者が持つ伝統的な知恵を活かした活動を行う団体に対して、その活動を支援します。
- ・農業に関する各種講習会や研修会等への女性農業者の受講を促進し、女性農業者の育成に努めます。
- ・農業委員等、農業政策の意思決定の場における女性農業者の登用を促進します。
- ・家族農業経営において、女性農業者を含む家族みんなが主体的に経営に参画できるよう、家族経営協定の締結を促進します。

(2) 収益性の高い農業経営の確立

農家の所得向上に向け、出荷体制の改善や組織体制のあり方を見直し、コストの管理等を進めるとともに、農業基盤整備の推進と農地の維持管理に努めます。

■「収益性の高い農業経営の確立」に向けた成果指標と目標

成果指標		現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	備考
担い手(認定農業者)に集積された農地面積の割合		36.9% (平成 28 年度)	80% (平成 38 年度)	国の目標面積 (農地の 80%)
主要農産物の経営面積	温州みかん	97,412a (平成 26 年度)	98,000a (平成 38 年度)	
	いちご	9,703a (平成 26 年度)	9,800a (平成 38 年度)	
	トマト・ミニトマト	21,472a (平成 26 年度)	22,000a (平成 38 年度)	

<「明日の玉名の農業を考える会」での主な意見>

- 生産だけでなく、販売まで行い収益をアップさせ、若い人が魅力を感じる農業にする。
- 小規模農家だからこそ育てることができる作物や栽培方法に取組み、希少価値を高める。

1) 農家所得の向上

- ・ 稲作農家の経営の安定化を図るため、国が進める新たな農業政策の動向を見極めながら、関係団体と連携し計画的な生産調整を推進します。
- ・ 農家所得の向上に向けて、関係機関との連携により販路や市場情報の提供に努めます。
- ・ 国、県、市等の補助事業を活用しながら、農業機械や施設(低コスト耐候性ハウス)等の整備を行い、農作業の効率化、生産コストの低減に取り組み、収益性の高い農業経営の確立と産地の育成を推進します。
- ・ 広大な農地を有する干拓地においては、露地野菜の振興を図ります。
- ・ 地域畜産の収益性向上に向けて、関係団体と連携・集結した地域ぐるみの高収益型畜産体制(畜産クラスター)の構築を推進し施設整備等を支援します。
- ・ 畜産経営の安定のため、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防に関係機関や獣医師等と連携して推進します。
- ・ イノシシなどによる農作物被害を防止するため、県、周辺市町、関係機関と連携・協力し、防護施設の整備や大型捕獲罠の設置など実用性のある被害対策を推進し、被害の軽減に努めます。



■水稲



■大型捕獲罠

2) 農産物の出荷・流通システムの改善

- ・ 全国市場に向けた拠点整備及び出荷体制の充実を図ります。
- ・ 大市場に向けた農業法人の促進、地域に向けた家族農業の推進等、それぞれの特性に応じた農業振興を推進します。
- ・ 農作業の効率化、生産コストの低減を図りながら、競争力のある生産体制を促進します。

3) 農地の保全

- ・ 担い手の経営基盤を強化するため、農地中間管理事業を活用して農地の流動化を促進し、担い手への農地集積を推進します。
- ・ 農業振興地域整備計画の実現と農振農用地区域の適正な管理により、優良農地を確保します。
- ・ 地域農業の持続的な発展をめざし、土地利用型農業における、組織的な農作業を展開する集落営農組織の育成や法人化を促進します。
- ・ 営農存続が困難で耕作放棄の可能性のある農地については、地域の担い手に流動化を図るなど農地の利用調整に努めます。

4) 計画的な農業基盤整備と維持管理

- ・ほ場、用排水施設、農道などの農業基盤整備を推進し優良な農地づくりに努めるとともに、農業基盤の維持管理を行い、魅力ある農地作りと効率的かつ安定的な農業生産を目指します。
- ・果樹農家における高齢化や農家の減少に伴う樹園地の耕作放棄や荒廃対策として、果樹経営支援対策事業等を活用した樹園地の整備を促進し、優良品目・品種への転換を支援します。
- ・風水害等の自然災害により、農地や農業用・畜産用施設等が被災した場合には、その復旧支援を行います。

(3) 競争力のある産地の育成

農産物を基本としたブランドづくりや付加価値をつけた 6 次産業化を推進し競争力のある産地形成を育みます。

■「競争力のある産地の育成」に向けた成果指標と目標

成果指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	備考
6 次産業推奨品数	20 品 (平成 28 年度)	30 品 (平成 38 年度)	年間 1 品増加

〈「明日の玉名の農業を考える会」での主な意見〉

- より良い農作物を作り、玉名市の名産を作る。
- 玉名市の特産品の PR 活動のさらなる活性化に向けた支援を行う。

1) 地元農産物の PR と産地ブランドの育成

- ・全国でもトップクラスの生産量を誇るイチゴ、トマト、みかんについては、関東・関西などの大消費地でのトップセールスや渋谷フェスティバル、ふるさと熊本・玉名フェアなどのイベントを開催し、地元農産物の消費拡大や知名度の向上に努めます。
- ・本市の主要作物であるイチゴ、トマト、みかんについては、生産者や JA などの関係機関・団体と連携・協力し、更なる「玉名ブランド」の確立に向けて、消費者ニーズに対応した品種選定や高品質化技術の普及に努めていきます。
- ・小麦は県内でもトップクラスの生産量を誇っており、小麦の品種「ミナミノカオリ」を使用した玉名ラーメンと一体となったブランドづくりを支援します。



■ふるさと熊本・玉名フェア(大阪)



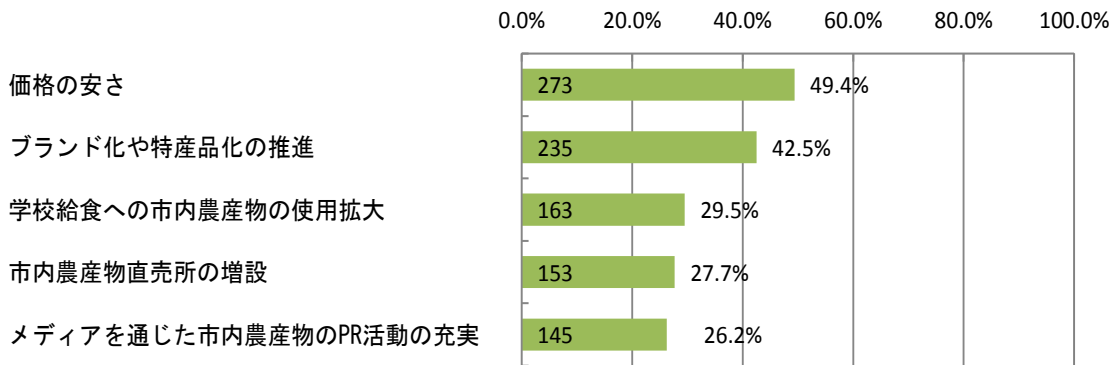
■特産品 イチゴ



■特産品 トマト

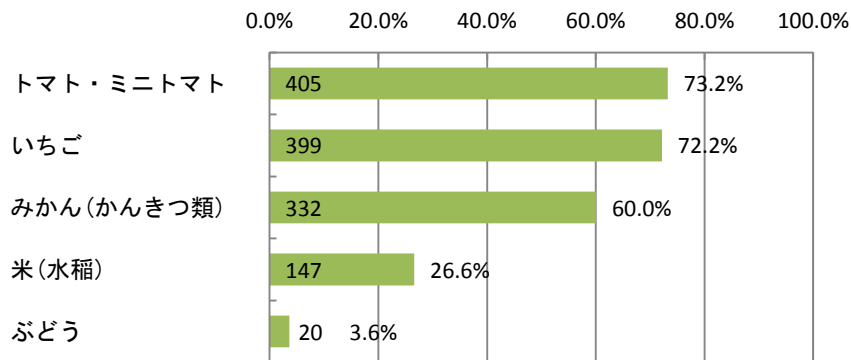


■特産品 みかん



n=553(複数回答:3つ以内)

■市内農産物消費拡大に必要なこと(H27 市民アンケート結果:上位5位)
価格の安さに次いで、ブランド化や特産品化の推進が求められている



n=553(複数回答:3つ以内)

■市外の人に自慢したい農産物(H27 市民アンケート結果:上位5位)
トマト・ミニトマト、いちご、みかんが上位を占めている

2) 6次産業化の推進

- ・高品質化を目指した新たな付加価値をもつ商品を開発し、様々な消費者ニーズへの対応を促進します。
- ・農業者が生産・加工・販売を行い、さらに直売所での消費者ニーズを直接聞き取り、商品化に反映する6次産業化^{*}を促進し、付加価値を高めていきます。



■玉名市の6次産品

- ・玉名市の農林水産物を活かして生み出された加工品である「玉名市6次産業推奨品」を市のホームページをはじめ各種イベントなどで広くPRし、認知度の向上を図ります。



■玉名市6次産業推奨品ロゴ

※6次産業：農業、水産業は、産業分類では第一次産業に分類され、農畜産物、水産物の生産を行うものとされている。だが、6次産業は、農畜産物、水産物の生産だけでなく、商品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業事業者が得ていた付加価値を農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというもの。

3. 都市との盛んな交流と美しい自然景観の保全

農村の方針

農業・農村の多面的機能を十分に発揮し、みんなでその価値を維持しながら、都市住民との交流を図ります。

また、農村の景観は私たちの心を落ち着かせてくれる機能を持っていることから、市民みんなで守り育てていきます。

(1) 農業・農村の多面的機能の発揮に向けた整備と啓発

美しい農村景観等をはじめとする農村の多面的機能を十分に発揮し、都市住民との交流を図っていきます。

■「農業・農村の多面的機能の発揮」に向けた成果指標と目標

成果指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	備考
耕作放棄地解消面積	1.9 ha/年 (平成 25~27 年度平均)	2.0ha/年 (平成 38 年度)	
多面的機能支払交付金事業 農地保全 活動延べ日数	1,590 日/年 (平成 27 年度)	1,620 日/年 (平成 38 年度)	
傾斜農用地耕作面積	734,118 m ² (平成 27 年)	735,000 m ² (平成 38 年度)	

<「明日の玉名の農業を考える会」での主な意見>

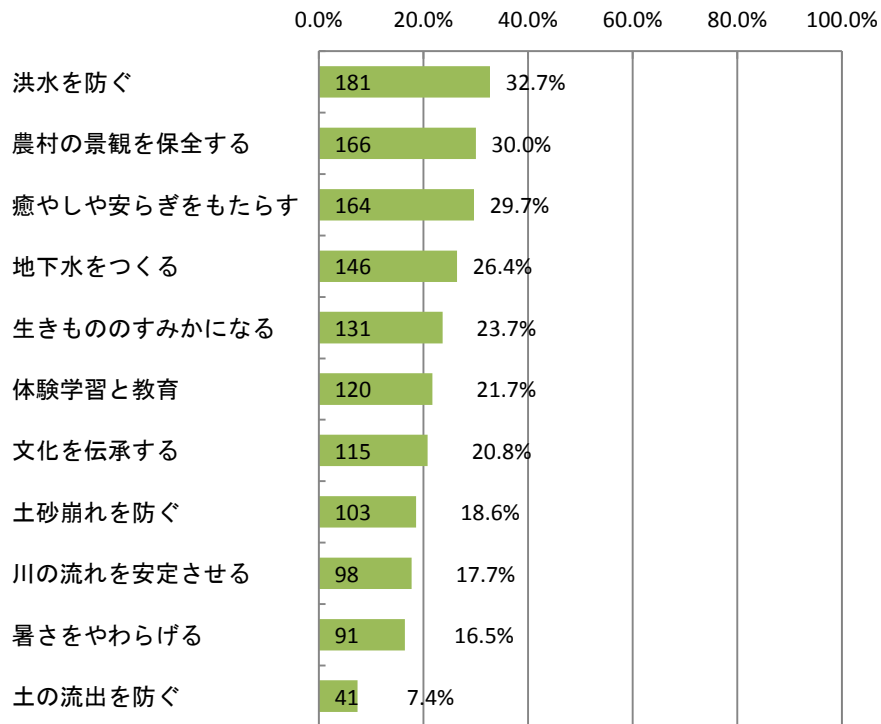
- 棚田の再生などにより良好な農村景観の形成を図る。
- 天水のみかん園など、農村の良好な景観を守る。

1) 農村環境の整備

- ・ 国土の保全や水源涵養、文化の継承等、農村が持つ多面的機能を発揮するとともに、広く市民にその意義を啓発していきます。
- ・ 生活道路や上下水道の整備等、農村部において快適に生活するための環境整備の推進を図ります。
- ・ 耕作放棄地の未然防止に向けた仕組みづくりや体験農園等への有効活用及び維持管理の促進を図ります。



■ 石貫安世寺地区の農村



n=553(複数回答:3つ以内)

■農業・農村の多面的機能に期待すること(H27 市民アンケート結果)
洪水防止、景観保全、癒やしや安らぎ等が期待されている

2) 美しい農村づくりの推進

- ・干拓地に広がる農地やオレンジロード周辺のみかん樹園地、山間地の棚田など、美しい農地や農村景観について、地域資源マップ等を作成するとともに、季節の花、四季の情報や農業の営みの風景について積極的に情報を発信します。
- ・農地の管理や畦の草刈り、水路の泥上げなど、多面的機能支払交付金事業を活用しながら、地域の美しい農村景観を保全します。



■天水のみかん樹園地



■干拓地に広がる農地

(2) 地域・観光資源の活用と都市との交流

玉名にある様々な地域資源と農業とを融合させ、新たな魅力づくりと地域振興を図ります。

■「地域・観光資源の活用と都市との交流」に向けた成果指標と目標

成果指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	備考
着地型旅行商品の開発数	12 (平成 28 年度)	20 (平成 38 年度)	
都市との交流イベントの開催数	3 回/年 (平成 27 年度)	5 回/年 (平成 38 年度)	

＜「明日の玉名の農業を考える会」での主な意見＞

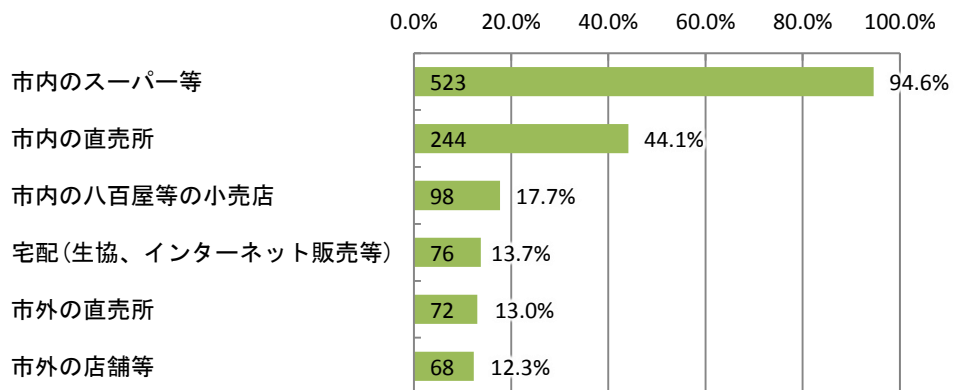
- 観光農園などの農村の地域資源と観光資源である玉名温泉や玉名ラーメンなどの連携を図り、回遊性のある観光コースの提案などを行う。
- 玉名市の食材が食べられる飲食店や土産物屋の育成を図る。
- 都市住民が生産者と交流することにより、生産者が安心安全にこだわり、環境を守りながらの農業をされているということが伝わる交流の場を増やす。
- 農業体験イベントの活性化を図る。

1) 地域資源・観光資源の活用

- ・玉名温泉や玉名ラーメンなどの観光資源や西南戦争関連遺跡、大浜飛行場跡、装飾古墳や刀剣等の歴史・文化資源が多くあることから、これらの地域資源と地元農産物を食べ、購入できる店舗や美しい農村景観眺望点などをつなぐ、観光ルートを検討し、着地型旅行商品*を開発します。

*着地型旅行：観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合現地解散する形態の旅行。

- ・玉名温泉観光旅館協同組合が展開している「玉名温泉あったか物語」で玉名の特産品を食べられる宿を紹介する「トマト鍋のある宿」などの取組を支援し、PR します。



■農畜産物を日頃購入するところ(H27 市民アンケート結果) n=553(複数回答:3つ以内)
ほとんどが市内で購入していることから、市の食材使用を進めることで消費拡大にもつながる

2) 農業体験を通じた交流の推進

- ・市民に対して、地域の祭りや伝統行事等のイベントを紹介し、交流を図ります。
- ・農業体験を通して都市住民と農村との交流を図ります。
- ・農業体験から農業への理解と就農への興味を促し、新たな担い手の確保につなげていきます。
- ・都市と農村との交流の場の一つとなる体験農園を通じて、農業と触れ合う場のPRに努めます。



■イチゴ狩り



■玉名フェスタ



■みかん狩り

3) JA や観光協会等と連携した地域振興

- ・JA たまなや観光協会、その他団体等と連携して、農業振興を通じた地域の活性化を図ります。

第5章 施策の推進に向けて

1. 各主体の役割

玉名市食料・農業・農村基本条例第4条から第7条において、市、農業者及び農業団体の責務と市民、食料関連事業者の役割について、以下のように記述されています。

このようなことを踏まえた上で、各主体の責務と役割を果たしながら、力を合わせて施策に取り組んでいく必要があります。

「玉名市食料・農業・農村基本条例」より

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する総合的かつ計画的な施策を推進しなければならない。

(農業者及び農業に関する団体の責務)

第5条 農業者及び農業に関する団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する農産物について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組むものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解及び関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(食品関連事業者の役割)

第7条 食品関連事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、市民に対し安全で安心な食料の供給が図られるよう努めるとともに、地域で生産される農産物の積極的な利用に努めるものとする。

2. 計画の推進体制

(1) 玉名市食料・農業・農村基本計画審議会

計画の進捗状況を学識経験者や各種団体及び関係行政機関からなる玉名市食料・農業・農村基本計画審議会に定期的に報告し、意見及び提言を受けながら推進します。

(2) 明日の玉名の農業を考える会

本計画の策定にあたって組織した明日の玉名の農業を考える会は、計画の改定時に改めて立ち上げ、計画の進捗状況の報告と意見交換をしながら、計画に反映していきます。

3. 計画の進行管理

計画の進行管理は、Plan(計画の策定)、Do(計画の実行)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)という、PDCA サイクルによる継続的な計画の推進と改善を図りながら行います。

施策・事業等の進捗状況に関する点検・評価は、計画期間内に数回程度実施するものとし、その成果は玉名市食料・農業・農村基本計画審議会に報告して、意見を聞きながら改善を図っていき、市のホームページ等で公表するものとします。

